

第三章 旧山崎家住宅の解説

三― 建造物の現況

(一) 主屋

木造平屋建てで、一部二階を付ける。桁行は、一九・五mで、梁間は一一・八mで南面する。屋根は、切妻造で、四周に一間幅の下屋を付ける。主庭に面する西側の下屋と式台は銅板葺で、その他は桧瓦葺である。平面は大きく西側の床上部、東側の土間部に分けることができる。床上部は三列三間に部屋を割りつけた構成で、その南側中央に式台玄関を設け、一間幅の広縁を南面から西面にかけて矩折れに廻す。正面側の居間・廊下と玄関の上部に二階を造り使用人部屋とする。今調査では、土間側棟木下面に和釘二本にて打ち付けられた棟札を発見し、安政三年建設が判明した。

床上部は部屋を東西に三列一〇室設け、一間をほぼ六尺とする柱割で計画される。西列は表側から、次の間、表座敷、小座敷と続き、表座敷、次の間、小座敷に広縁を設ける。中列は十畳間、八畳間、仏間を並べ十畳前方に取次、式台を設ける。土間境列は、居間、廊下、新座敷、物置を並べる。土間部は表中後の三列に分け、表列に玄関、応接室、便所を並べ、中列に作業場、物置、洗面所、風呂を配し、裏列は食堂、台所を並べる。

構造は礎石を自然石とし、土台をまわす。柱はすべて目の詰まった桧材の角柱である。土間境には三三三mmの大黒柱を建て、各室の柱は、座敷廻りで一三〇mm、八畳間、仏間、茶の間西列及び土間部主要柱は一七五mmである。小屋組は、土間部と床上部で架構を変え

ている。土間部は三段に梁を組むが、床上部は二段に梁を組む、その上を束と貫だけで小屋を組み、要所には筋違風の斜材を付ける。

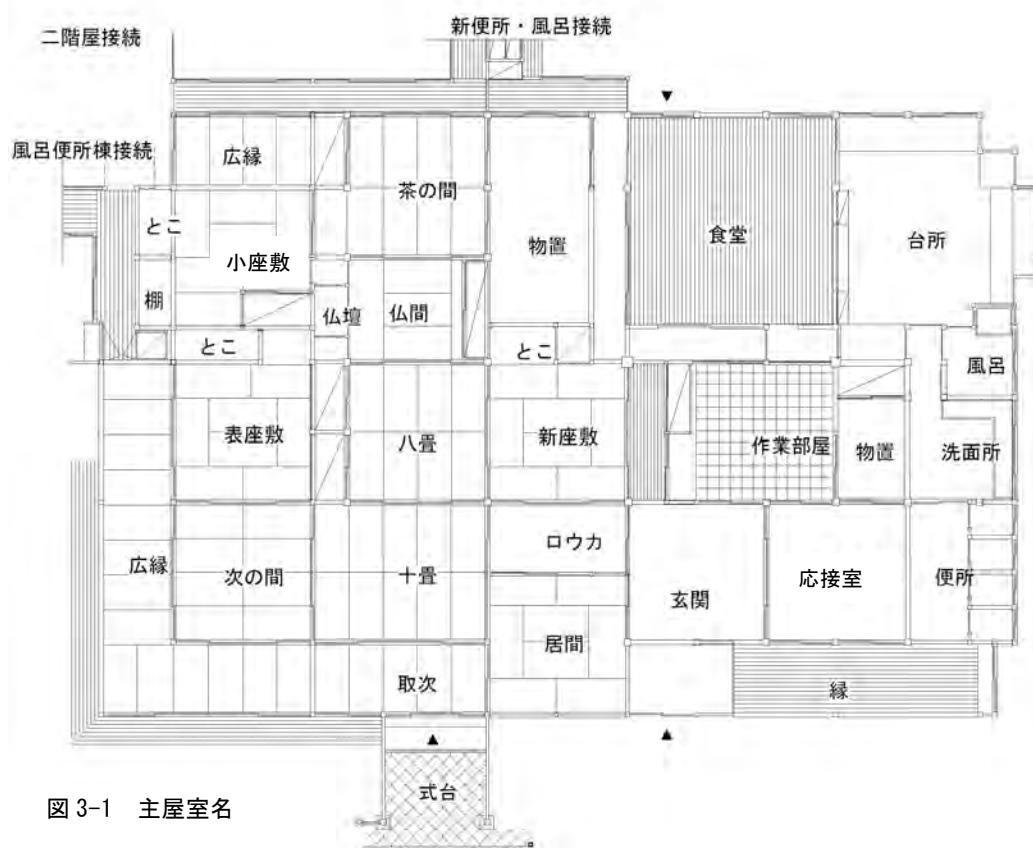


図 3-1 主屋室名

各室の構成 床上部は三区画でき、正面側の表座敷を中心とした四室及び式台・取次がある上手、小座敷を中心とした三室の下手、残りの三室の土間境に分類し各室の構成を見たい。土間部は、前、中、後列に区分できるが、後世の改造が著しい。ここでは、床上部（特に上手、下手）を中心に述べ、土間部など改変が大きい箇所は規模と特筆すべき点のみを記す。

床上部上手 表座敷は、桁行、梁間ともに二間の規模である。広縁境には、腰付障子（棧は黒漆塗）を引違いに入れる。南面の次の間境は、襖四枚が引違いで入れ、欄間に山崎家の赤松を題材とした透かし欄間を入れる。北面には床を西に、床脇を東にならべ、奥行きは半間である。床は、床框・落掛を黒漆塗として、狝潜りを設ける。棚は違棚、天袋を備え、踏込は畳敷きである。内法長押は全体に廻しつけ、釘隠しを設ける。壁面は聚楽塗りで、床の壁は、張付壁である。天井は幅広の杉板を用いた棹縁天井を吊る。

次の間は、桁行、梁間ともに二間の規模で、西面、南面の広縁境には、腰付障子（棧は黒漆塗）を引違いに入れる。東面の十畳間境は、襖四枚が引違いでいれ、欄間は設けない。内法長押は全体に廻しつけ、楕円の釘隠しを設ける。

八畳間は、桁行、梁間ともに二間の規模である。北面は白襖を四枚、南面は杉板戸（棧黒漆塗）を四枚引違いに入れ、亀甲の金網を欄間に納める。西面は押入を三か所設ける。四周に長押を廻し、菊菱の釘隠しを打つ。

十畳間は、桁行二間半、梁間二間の規模で東面境は、一間半幅の白襖と半間の白襖の二枚をいれる。一間半の襖は通常閉めた状態で使われる。

広縁は、下屋部に位置し畳敷きで、内側に硝子入紙貼障子、外にアルミサッシュを入れ、くれ縁を設ける。内法長押は杉面皮つきとし四周に廻し、釘隠しを打つが、一部、表座敷と次の間境には、松紋を使用する（ただし洋釘打）。天井は二mと低い棹縁天井である。取次は十畳間の南側につき、下屋部分に相当する。桁行き二間半、梁間一間の規模で、広縁と同様に天井を低くする。南面は、開口部として式台に接続し、西側の一間は主庭に面する。内側に硝子入紙貼障子、外にアルミサッシュを入れ、くれ縁が付く。

式台は、取次の前方一間半に礎石を据え、式台柱を建てる。式台床、一級の階段を設け、土間は切石の四半敷きである。柱は角柱で、正面柱上部に舟肘木を乗せ、桁を受ける。壁面は漆喰塗で、両脇腰は板張である。内法長押は、取次側のみ付け、正面は格子欄間を設ける。天井は格天井で杉板を乗せるなど格式を高く造る。



図 3-2 取次から表座敷を望む



図 3-3 西側広縁（北を望む）

床上部下手 下手の中心となる小座敷は、桁行、梁間ともに二間の規模で、東面の茶の間境は、白襖（棧は黒漆塗り）を引違いに入れ、仏間境に押入を設ける。北面の広縁境は現状建具を建てこまれていないが、敷居鴨居ともに二本溝であり、広縁境であるため表座敷周辺と同様で四枚の腰付障子と思われる。西面は床、床脇を並べ、奥行きは半間である。床両脇の壁面には北面に下地窓、南面に中空に小窓を設ける。床脇は、地袋を設け上面の天板を棚とし天袋を付ける。南面は、幅一間、奥行半間の押入（天袋付）をつくる。内法長押は四周に回し、釘隠しは千鳥である。天井は棹縁天井を吊る。

小座敷の北側を広縁として、桁行一間半、梁間一間の規模である。北面の縁境は腰付障子を四枚入れる。西面は杉板戸（棧は黒漆塗り）を二枚引き違いに入れ、東面は壁とし天袋を設ける。内法長押は設けず、天井は二mと低い棹縁天井である。

茶の間は、桁行二間半、梁間二間の規模で、西面に押入を設ける。北面は縁境で、腰付障子を四枚入れる。東面は中柱を設け、各間腰付障子を二枚引き違いに入れる。南面の仏間境は、腰付障子を四枚いれ、成の低い格子の欄間を設ける。内法長押は仏間境のみ付け、天井は棹縁天井である。

仏間は、桁行二間半、梁間一間半の規模で、西面に仏壇、両脇に押入をつくる。床は畳敷きであるが、押入前の取り合いは板敷きである。仏壇は両折れの襖で、仏壇脇は片開きの襖を入れる。内法長押は四周廻し入れ、釘隠しは欠失している。天井は棹縁天井である。

床上部土間境 正面に居間を設け、桁行、梁間共に二間である。西面及び南面内法は差鴨居を渡して軸部を固める。天井は根太天井で、正面一間の下屋は、化粧屋根裏とする。中央に新座敷を造り、桁行、

梁間共に二間である。床、床脇を北面に設け、南西隅の天井に二階に上り口を設け、北西隅には大黒柱を建てる。背面側物置は桁行一間半、梁間三間とし、板敷き、棹縁天井である。東側半間を廊下とし、北面には縁が続く。

土間部前列 西から玄関、廊下、便所が並ぶ前列は、それぞれ、梁間は二間で、桁行は、玄関・応接室が二間で便所が一間半である。前方に一間幅の下屋が付き、桁行一間半幅の土間と廊下が続く。それぞれ、板敷で、天井は玄関を根太天井とし、その他は新建材により張りこまれている。二階は居間、廊下、玄関の上部に設け、桁行四間、梁間二間の規模でつくる。内部は一室で、床は板敷き、南北面に押入を設け、天井は棹縁天井である。

土間部中列 西から作業部屋、物置、洗面所及び風呂を並べ、床上部境は半間幅の廊下である。作業部屋は桁行、梁間ともに二間の規模で、床はフローリングである。物置は桁行二間、梁間一間の規模である。

土間部後列 食堂は、桁行、梁間共に三間の規模で、約一尺程度床の高さを下げ板敷きである。室内に間仕切りは設けないが、北側一間は下屋となる。南に半間幅の廊下に接続し、南面は一間幅の戸を二枚引き違いに入れる（ただし後世の建てこみ）。西面は、北側一間に杉板戸を引き違いに入れ、東面は、台所境となり、北側一間に片引きのガラス戸を一枚入れ、南側は配膳用の窓を設ける。天井は合板張りであるが、東側一間のみ棹縁天井である。

台所は、桁行二間、梁間三間の規模の板敷きで、食堂より更に一段床を下げる。北東隅に勝手口を設け、北・東面に調理台を設ける。天井は棹縁天井で、下屋側は化粧屋根裏である。



図 3-6 八畳・仏間・茶の間（南より）



図 3-4 小座敷から見る広縁

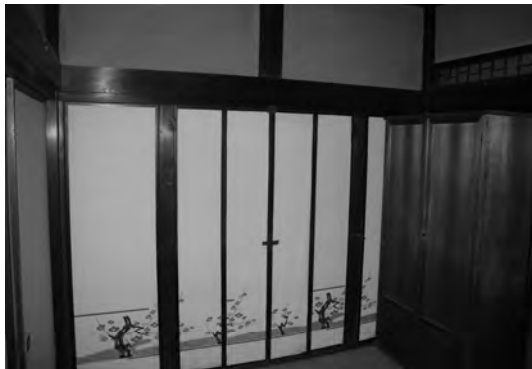


図 3-7 仏間（西面）



図 3-5 茶の間（東面）



図 3-10 正面土間側の縁（東より）



図 3-8 新座敷（南より）



図 3-11 台所（北西より）



図 3-9 二階（東より）

(一) 奥座敷棟

桁行一・八m、梁間八・二m、寄棟造、棧瓦葺である。奥座敷棟は主屋北西に位置しており、雁行状した渡り廊下で結ばれる。建物は堀の直上に造られ、堀は煉瓦積み of 暗渠で繋がる。渡り廊下は幅一間で天井を蒲鉾型とした特徴あるもので、これを挟んで、最奥の西に一二・五畳の奥座敷、東に八畳間を配置する。奥座敷は芝庭を望むように南と西を半間の縁を廻らす。座敷飾りは、床、違棚、置床、平書院を設け、天井は幅広の杉板を用いた大和天井とする。

構造は、切石布基礎を設け、柱を建てる。柱は目の詰まった桧を用い、概ね一二四mm程度の角柱で、奥座敷は、四方柱を使用する。小屋組は、和小屋で桁に上屋梁を渡し桁行方向の梁を受ける。この梁は長大で、一本物の松材である。初重の梁組に束を建て、さらに桁行き方向の梁を受け、棟束を建て棟木を受ける。

屋根は、雁行した平面形状に合わせた寄棟造で、棟は東西を延びる。上屋は棧瓦葺で、下屋は西側を銅板葺、東側は棧瓦葺である。

なお、建築年代に関する明確な史料は発見できないが、「掛川行在所平面図」(図三三八)には別の建物が記載され、後述するが、九代目淳一郎が写る古写真があることから、明治中期から大正初期までに造られたものと推定できる。

各室の構成 奥座敷は、桁行、梁間共に二間半の規模で、南及び西面に半間幅の縁を設け、北及び東面に一間幅の蒲鉾型天井の廊下を付ける。広縁境は、腰付紙張障子を四枚引き違いに入れ、欄間は明かり障子を一間ごと引き違いで入れる。廊下側は襖を四枚引き違いに入れ欄間は設けない。北面には東から床、床脇、琵琶台、平書院

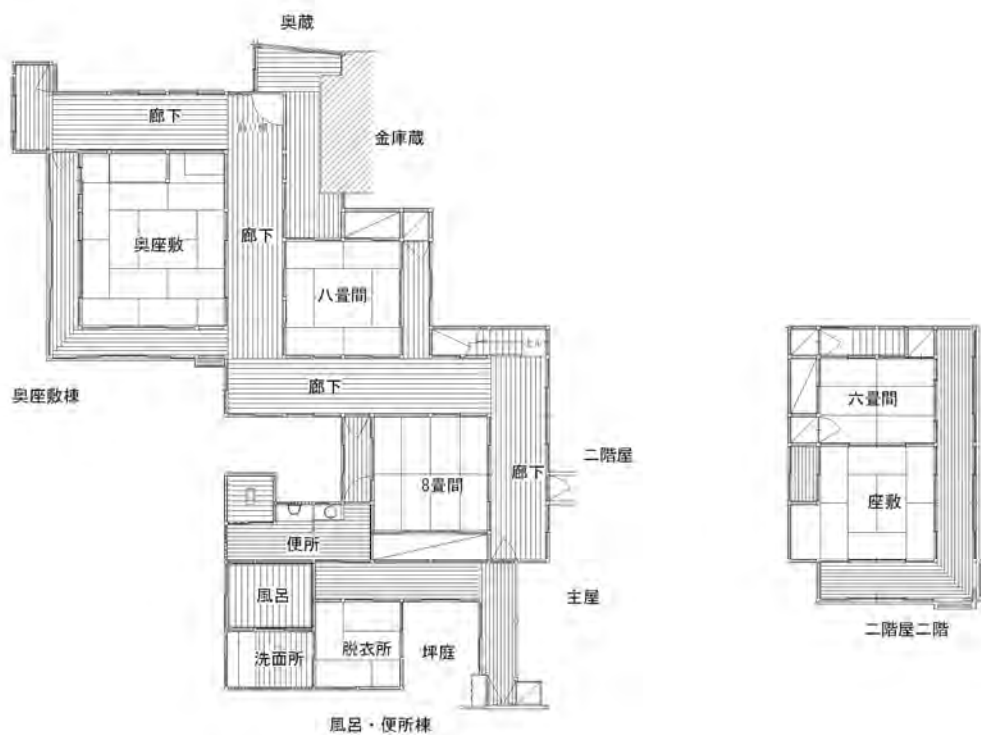


図 3-12 奥座敷棟、二階屋、風呂・便所棟室名

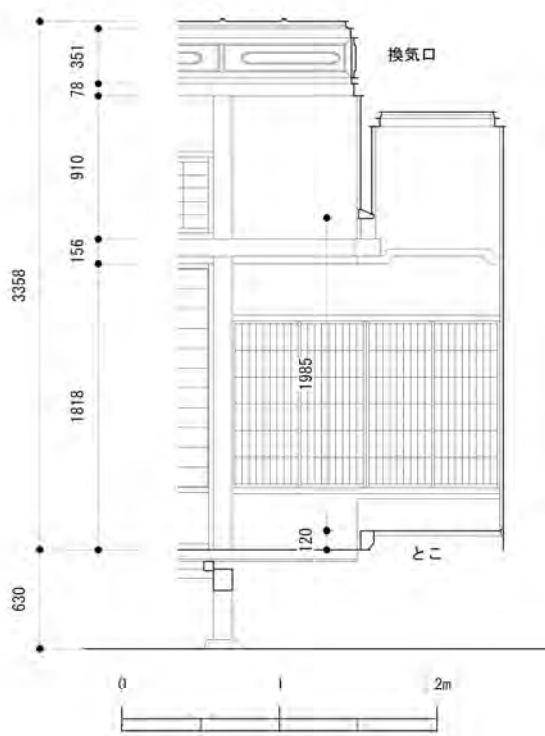


図 3-13 奥座敷床詳細図（作図：設計集団 LN）

を設け、奥行きは半間である。床柱は、桧の四方柱を用い、床框は楓で、琵琶台板を松でつくり、落掛は桧で、狛潜りを設ける。床脇は、地袋、天袋を備え、障壁画を入れる。内法長押は、床部分を除き全体に廻し入れ、蟻壁には、半間幅の通気口を付ける。天井は、大和天井とし、中央にシャンデリアを吊る。

東側の八畳間は、桁行、梁間共に二間の規模で、北面に一間幅の押入を設け、内法上には半間奥まった位置にガラス窓を引き違いに入れる。東面の半間幅の廊下境は、腰付き明障子を四枚入れる。西面は、襖を二枚入れ廊下に接続する。西面南側及び南面は掃き出し硝子窓を付ける。内法長押は設けず、天井は棹縁天井である。

雁行する廊下は、奥座敷背面まで延びる。西側付きあたりに小さな部屋があるが、これは、後世解体された西側の棟（茶室など）の渡り廊下の名残である。



図 3-16 八畳間（東より）



図 3-14 奥座敷 座敷飾り（南西より）



図 3-17 小屋組み（八畳間より奥座敷側をみる）



図 3-15 奥座敷棟基礎下の煉瓦積み（北西より）

(三) 二階屋

主屋の北西、風呂・便所棟の北に接続して建つ。木造二階建、桁行七・二m、梁間六・三m、寄棟造、銅板葺である。一階は押入付きの八畳間を設け、廊下は奥座敷棟と主屋をつなげ、天井は蒲鉾型である。北東隅に二階へあがる階段を設け、東側には中庭が面する。

二階は、南から座敷、八畳間を並べ、東及び南に縁を設ける。基礎は、切石布基礎を設け、柱を建てる。柱は、すべて糸面の角柱で、概ね一一八mmである。柱は桁を受け、梁を渡し、二階を受ける成の高い床梁を半間ごとに乗せる。床梁は機械製材された杉材で、一見して近代の増築と分かる。小屋組は和小屋で、梁組を二段に組み棟束を建て棟木を受ける。四隅には火打梁を入れ固める。

建築年代に関する明確な史料は発見できなかったが、二階は、既存の一階の梁組の上に造られることから建築年代の差異が認められる。また、一階部分北側壁面は風呂・便所棟の廊下と共有し、前述したこけら葺の下屋が残存する。以上から、一階は奥座敷棟と同じく明治中期ごろから大正前期、二階は昭和初期と考えられる。

各室の構成 一階八畳は桁行、梁間共に二間の規模で畳敷きである。東面は蒲鉾型天井の廊下に接続し、腰付障子を四枚入れ、西面は半間幅の縁で、こちらも腰付障子を四枚入れる。南面は一面押入である。内法長押は設けず、天井は棹縁天井である。

二階座敷は、桁行、梁間共に二間の規模で畳敷きである。東面南側に床を設け、北側は一間幅の小さな縁を設ける。南面は八畳境となり、襖を四枚入れ、欄間を設け引違のガラス窓をいれる。南面、

東面共に腰付障子を四枚入れ縁に接続する。内法長押を設け、小壁は鼠漆喰塗りで、天井は棹縁天井である。

八畳は桁行き一間半、梁間二間の規模で畳敷きである。北面より居室に入り、西面及び北面の一部は押入を設ける。内法長押は設けず、小壁は鼠漆喰で、天井は棹縁天井である。縁は前面の庭園や背面敷地が一望でき、ガラス窓で仕切る。



図 3-20 二階屋小屋組み



図 3-18 二階座敷（東より）



図 3-21 一階梁組



図 3-19 渡り廊下の蒲鉾天井（北より）

(四) 風呂・便所棟

主屋の西側に接続する桁行六・六m、梁間五・四m、平屋建、寄棟造、棧瓦葺、接続部を除く三面に下屋を廻し、銅板葺である。主屋からのびた渡り廊下の北に二階屋が接続する。南側を風呂、北側を便所とする。風呂は三室で構成され、手前から脱衣所、洗面所と浴室を南北に並べる。便所は一室で、手前から洗面、小便秘器、個室の大便秘器と続く。渡り廊下南には坪庭を造り、玉石を敷く。外壁は、ささらこ付きの下見板張りで、亀甲積みの石積み上に建つ。

構造は亀甲積みの石垣上に切石の布基礎を設け建つ。柱は土台建てで、すべて角柱で目の詰まった良質の桧材を使用している。外側半間は下屋で、浴室のみ化粧屋根裏となり、他は棹縁天井である。小屋は、二重梁束建ての和小屋を組む。

今調査では明確な建築年代を示す史料は発見できなかった。但し、



図 3-22 四畳半から洗面を望む



図 3-23 風呂・便所棟の小屋組み

風呂・便所棟は明治四五年ごろ(第四章二節にて後述)に解体されたため、明治末から大正初期に架けて建設されたと考えられる。

各室の構成 脱衣所は、桁行、梁間共に一間半の畳敷きである。壁

面は砂漆喰仕上げで、内法に長押は用いない。天井は棹縁天井で、天井板は良質の桧材を用いる。北側の渡り廊下境及び西側の洗面所境は、帯戸(板は杉の一枚板)二枚を引き違いで入れ、室内側は白木で室外側は棧のみ黒漆塗りである。東面に一間、南面に半間の開口部を設け、それぞれ、洋風のガラス窓を引き違いで入れ、外部に格子を設ける。

洗面所は、桁行一間半、梁間一間半の規模で板張りである。西側に洗面を造り付け、浴室境には、脱衣所と同仕様の帯戸を入れる。西面及び南面は間口いっぱいの開口を設け、南面は四枚、西面は二枚の洋風の窓を入れる。ただし、西面の建具は、ガラス面を二面に分ける。洗面は流しを間口いっぱいに設け、南側に物入れを造る。天井は大和天井を張る。

浴室は、桁行一間、梁間一間半の規模、床は板張で柱は角柱である。脱衣所、洗面所より、床を一八〇mm程度下げ、四周に排水のための溝を設ける。西面の外部境は、板戸(ガラス窓付き)を二枚建て込み、欄間は引き違いのガラス戸を設ける。壁面は大壁として、腰に堅板目板張りとし、小壁は漆喰仕上げである。浴槽はもちこみで使用する。

便所は桁行き一間、梁間二間半の規模で、東から洗面、小便秘器、大便秘器の個室とする。南面は漆喰壁で、他は各所に窓を設ける。床は拭板で、天井は棹縁天井である。

(五) 長屋門

桁行一四・五m、梁間三・六m、入母屋造、棧瓦葺、屋敷地の南辺東寄りに南面して建つ。中央部一間(四・四m)を板扉と潜り戸を備えた門口として、東側三間を物置、西側二・五間を部屋とする。

門口は前後に虹梁型の差物を架け、根太天井を張る。東側物置は土間で、天井を張らず、西の部屋は畳敷で、棹縁天井とする。軸部は土台上に角柱を立て腰貫で固め、棟束へ又首状に組んだ登梁を延ばして軒先の出桁を斜めに受け、これより一軒の垂木を延ばす。屋根の棧瓦葺は当初からと思われる。外壁は全面とも漆喰塗りだが、南面と東面は腰をささら子付下見板張で覆っている。正面両脇には連子窓を設けている。

軸組から小屋組まで大きな改造はなく、「掛川行在所平面図」(図三二三八)にも記載されることから、主屋と同時期と推測する。

(六) 中門及び塀

長屋門西北端から主屋式台に至る全長一二・八m(八間)で、玄関前広場と主庭を区切っている。真壁造りの塀で、南側五間、北側二間、その間に一間棟門の中門が建つ。中門の基礎は、切石の礎石で、棟門である。柱はすべて角柱、親柱は五平である。親柱と控柱は、二段の貫で繋ぎ、南北に塀を接続する。親柱下部に地覆、内法に冠木を乗せ棟木を受ける。内法上の前後に腕木を出し出桁を乗せ屋根を支える。軒は、一軒角繁垂木で、切妻造、棧瓦葺のむくり屋根である。扉は、板棧戸で親柱に蝶番を付け、内開に建て込む。塀



図 3-26 中門 (南東より)



図 3-24 長屋門々口見返し (南より)



図 3-27 中門架構 (北より)



図 3-25 長屋門小屋組み (東より)

は、切石の布基礎で、角柱を立て盛る。壁は土壁で、腰部は西面を縦板張り、東面を一枚板とする。建築年代は不明確で、「掛川行在所平面図」(図三二三八)とは現状と違い、式台の整備に合わせて行われたものと考えられる。

(七) 米蔵

長屋門の東に位置し、東側堀に沿って西面して建つ。桁行一六・四m、梁間四・五mで、土蔵造り、屋根は寄棟造で棧瓦葺である。平入で正面に近代につけられた一間幅の庇（鉄骨製）がつく。外壁は白漆喰で仕上げ、北及び東面には熨斗瓦で水切りを三段付ける。内部は南北に間仕切られ二室とし、出入口は西面に鉄製の戸を吊る。軸部は、貫で固め、上部は桁をまわす。南北で柱間に違いがあり、北側が一三〇二mmとし、間柱を二本建て、南側は九〇九mmで間柱は一本である。小屋組は両室ともに和小屋で折置組である。北側は垂木を用い屋根を受けるが、南側は板軒である。墨書等の明確な建築年代を示す資料は存在していないが「掛川行在所平面図」(図三二八)に記される。また、室境の柱の風食は著しく、南北の室で柱間など建方も異なることから、北側が古く旧山崎家住宅が建設された江戸後期、後に南側が明治初頭に増築されたものと推定する。

(八) 納屋

主屋北東、東側堀に沿い、西面して建つ。木造平屋建で、桁行五・五間、梁間二間で正面側に五尺の庇を伸ばし、南側には棟続きの葺き放ちの洗い場が附属する。内部は南北二室に分け、北側を物置とし、南側の部屋には便所を二箇所設けている。近年まで北に更にもう一室あったが、腐朽が進んだため解体された。構造は、切石布基礎、土台を廻し、角柱を立て、小屋は和小屋組とする。屋根は切妻造、棧瓦葺で、庇まで一体で葺く。内部は北側を床張り、南側は三和土仕上げとし、壁は真壁で、外壁は北側側面と背面を波形鉄板、南側を豎板の下見板で覆う。



図 3-30 納屋南側室内小屋組み（南より）



図 3-28 米蔵北側室内（南より）



図 3-31 納屋附属部分（西より）



図 3-29 米蔵南側室内（北より）

南北の室境は腰を下見板張りとし、風蝕差から建設の時期に差があると思われる、「掛川行在所平面図」(図三十三八)では三室が描かれる。そのため、南側の一室は主屋と同様の時期、北側は明治一一年までに建設されたと推定する。建物南側には波板鉄板葺の水場を増築しているが、建設年代は不明である。

(九) 奥蔵

奥座敷棟の北方に位置し西側堀に沿い東側は西蔵に沿う。奥座敷棟からは金庫蔵を介した廊下で接続する。土蔵造りで白漆喰仕上げである。規模は桁行き五・〇m、梁間四・一m、切妻造、軒廻りは鉢巻とし、棧瓦葺、南面、平入である。内部は板敷きで、一部中二階を造る。壁面は東面を豎羽目板張り、南、東は白漆喰、北はサイディングで覆われる。西面には窓が設けられ、鉄板覆の板戸を一本溝に四枚入れ、塗込めの戸袋に納まる。小屋組は和小屋である。背面には袖壁があるが、これは、近年屋根からの雨漏りで腐朽したため、半間ほど取壊した壁面の残りである。

建築年代を示す墨書などはないが、指図などに示されていることから江戸末期と推定する。

(一〇) 西蔵

土蔵造り、桁行一・〇m、梁間四・六m、切妻造、平入の二階建、東面し、奥蔵を背にする。正面側には波板鉄板葺の庇を伸ばし、内部は南北二室に分ける。布基礎は切石の三段積みとする。南北に地棟を架けて角柱上からの登梁を受け、棟木を渡す。軒廻りは鉢巻とし、屋根は棧瓦葺とする。内壁は豎羽目板張り、北側面には水

切りを付け、南側面は豎羽目板張りである。正面には両開扉の入口を二箇所設け、内側に大戸を入れる。一階には北側に、二階では南東と北側に窓を設ける。南側の室には金庫を痕跡が残る。建築年代を示す墨書などはないが、指図などに示されていることから江戸末期と推定する。

(一一) 北蔵

桁行一三・六m、梁間六・三m、寄棟造平入の二階建の土蔵で、屋敷の北端に南面して建つ。内部は一室で、足元は布基礎、土台を廻し角柱を立てる。小屋組はキング・ポストトラスで、隅には隅合掌を入れている。軒は鉢巻とし、屋根は棧瓦葺とする。床は板張り、内壁は横板を洋釘打ちとしている。外壁は漆喰壁で水切りを付け、正面側の水切瓦は西蔵の正面側庇まで伸びている。正面中央には外側に鉄扉を設け、その奥に二階への階段が続く。

柱間寸法が、桁行では約一九五〇mm、梁間では約二二二〇mmと間延びしており、二階の根太と柱を金物で引きつけるなど、技法から明治中期以降の建築と推定する。

(一二) 味噌蔵

北蔵の東側に南面して建つ。桁行七・二m、梁間四・五mの木造平屋建、切妻造、棧瓦葺で、内部を東西二室に分ける。基礎は切石布基礎を廻し土台を載せる。桁行では四尺、梁間では五尺ごとに角柱を立て、桁を置いて梁を架ける。軒廻りは疎垂木とし、正面には波板鉄板葺の庇を伸ばす。壁は漆喰仕上げの真壁で、西側面及び背面の外壁には豎羽目板張りを廻す。床は板敷で天井は貼らず、南側



図 3-32 奥蔵室内（南西より）



図 3-33 西蔵北側室内二階（北より）

の入口は板戸とする。建築年代は判然としないが、「掛川行在所平面図」（図三・三八）には現状と違う位置に描かれているため、北蔵と同時期に建設されたものと推定する。

（一三） 金庫蔵

奥座敷棟の東側に西面して建つ鉄筋コンクリート造平屋建で、屋根は陸屋根の蔵である。正面三・三m、側面北側を二・二三m、南側を一・九六mとし台形の平面形状とする。正面中央に出入り口を設け、南側に窓型の開口を開ける。これら開口部には金庫扉（鉄扉）が取り付けられる。内部は八角形のタイル敷きで、出入り口は金庫扉を含め三重となり、両折れの鉄扉、真鍮製の片引き戸がつく。外壁は、タイルを張り、内壁は漆喰仕上げとし、造りつけの棚を設ける。



図 3-36 金庫蔵外観（南より）



図 3-34 北蔵一階室内（東より）



図 3-37 金庫蔵室内床タイル（南より）



図 3-35 味噌蔵東側室内（南より）

三十二 史料から見る山崎家屋敷の変遷

現状の屋敷の状況は前述したが、主屋の建設時期である安政期、行在所となった明治から昭和へと続く旧山崎家住宅の変遷を、史料から考察したい。家屋配置が分かる史料は次の通りである。

イ・「掛川行在所平面図」（年期無） 図三二三八

『静岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告（特輯號）第十一集
明治天皇聖蹟』昭和一二年、静岡県発行。

ロ・「居宅ノ図」（年期無） 図三二二九

掛川市教育委員会所蔵

ハ・「史跡指定時の図面」 図三二四一

『史蹟調査報告第八輯 明治天皇聖蹟』昭和一〇年、文部省発行に※昭和八年作図として、静岡県が提出した物。

当時の調査は、上田三平氏により執り行われた、

以上の三図面を検討し屋敷地の変遷を追ってみたい。

掛川行在所平面図 堀内側の配置を示し、各建物の平面（間どりを主体）で描かれる。左を北として縮尺一／二六〇程度でB4版に印刷される。建物内は廊下及び縁に板敷が表現され、かまど、便所、階段を描く。壁面は単線で描き、土蔵造のみ太線が用いられ、差を付ける。建具は通常書きこまれず、門及び土蔵の出入り口のみ表現される。柱は下屋部に描かれるが、すべてではない。図面に描かれる建造物は、主屋、長屋門、米蔵、納屋、西蔵、奥蔵、北の蔵が二棟、屋敷神である。主屋は、附属屋四棟（座敷前居室、西便所、北

便所、二階屋）が接続する。長屋門は西に居室がつく。北蔵、味噌蔵の位置には、現状とは異なる形態の「北の蔵二棟」が描かれ、後方に井戸がある。堀は南面を開けたコの字形で、北面西寄りに橋を懸ける。

次に各平面を考察したい。

主屋 現状と同様に東西に土間部と床上部に区分できる。床上部は、現状とほぼ変わらないが、小座敷西の取り合い、床上部東側列の間どりに違いがみられる。土間部では、前面に土庇をもうけ、東側にあがりと居室を作る。後方の土間は大きく、台所を設け東側に南北に室設け、南側は板敷きである。主屋に付随する建物は、南面中央に縁を持つ居室、西に便所及び居室、北西角に二階建の建物、北面に渡り廊下付きの便所がある。主屋から長屋門へ延びる中門及び塀は、九間の長さの鍵形で、北から四間の位置で雁行し、中門は北より三間目に位置する。

長屋門 東西に室を持つ長屋門で、西に縁付の居室が二室ある。居室の北面には、押入もしくは床飾りを持つ居室で、上手側北方に便所を付ける。

蔵及び納屋 米蔵は南北に室を二室設け正面側に庇を持ち、現在の形と変わらない。納屋は南北に三室を設け、下手側に便所を設ける。規模は、現状より大きく、北側に二間半程度の室が付く。奥蔵は、前室を持ち、主屋からの渡り廊下はない。北の蔵群は東西に二棟建て西側は二室、東側は一室である。西蔵は二室設け北側の北面に開口を設ける。北の蔵と西蔵はともに前面に一間幅の下屋庇を付ける。

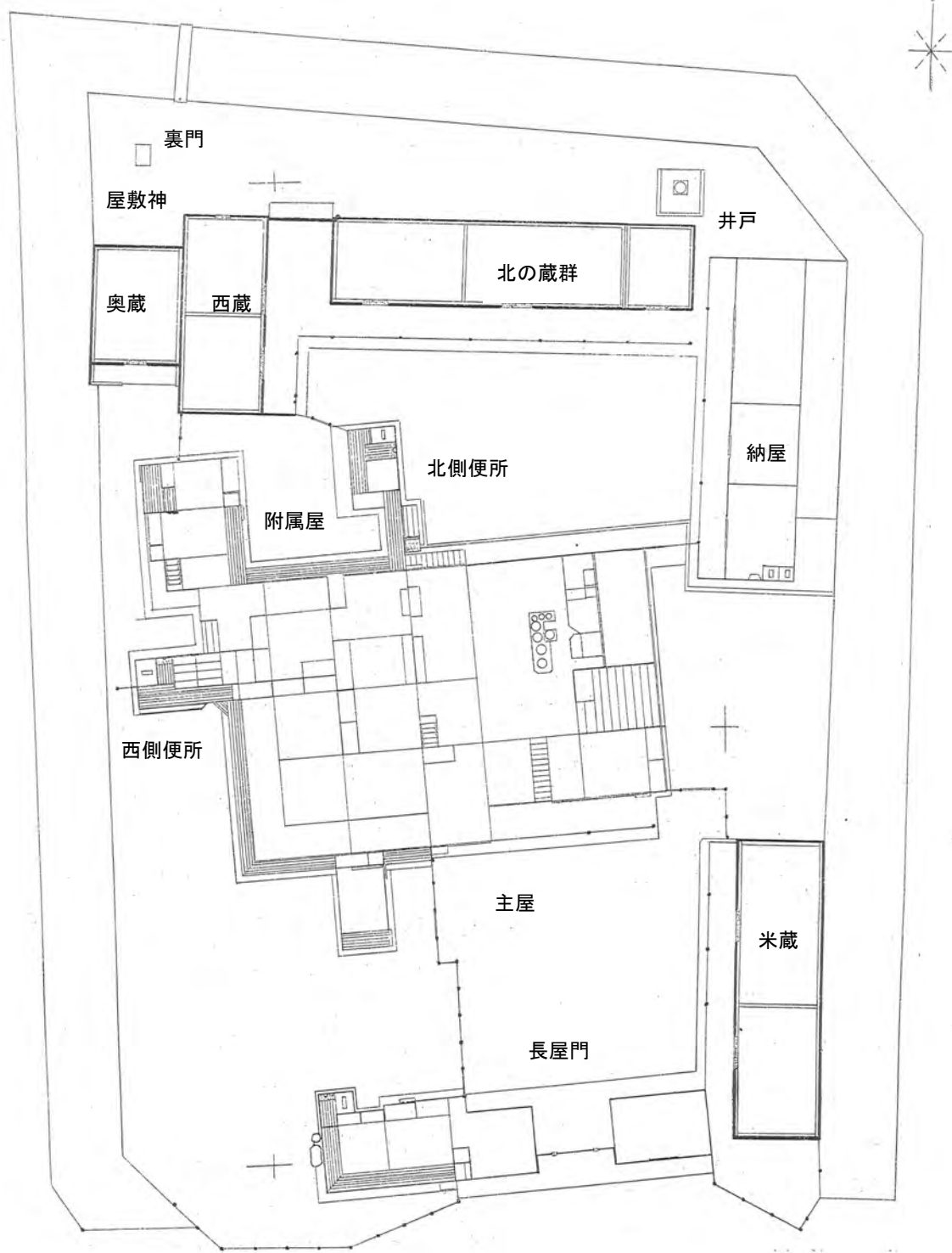


図. 3-38 掛川行在所平面図 (推定：明治 11 年)

※図上の文字は筆者による加筆

居宅ノ図 東海道から逆川、新知川の範囲で、堀に囲まれた屋敷地外を含めた範囲が対象となる。配置図として家屋の外形及び街路、河川が着色される。縮尺は一／一〇〇程度で、中央に方位が描かれる。紙面は横二〇六〇mm、縦二一八〇mmで半紙を横八枚、縦六枚で継がれる。年期はなく、別紙にて表題を書くが、作図の目的は不明である。図は線描で建物、街路、路地、堀を描き、曲線は面相筆を使用し川岸の川石や樹木を描く。図面上は種別ごとに色を分け、建造物は灰色、街路は黄色、川は水色を使用する。作図は、外形線のみで建造物を示しているため間取りは判然としない。

図中には現在の堀で囲まれた範囲の山崎家住宅以外にも建造物が描かれ、東方の逆川、新知川岸に四棟、山崎家の西側の堀より外に三棟、東海道沿いに一棟、新知川に橋が描かれる。東海道に面した街区は縁を灰色で塗っている。これは、建物が建っている街区を表していると考えられる。

堀周辺を見てみると堀は水色で着色され空堀ではなく、其の周辺には樹木の記号が描かれる。これは、旧山崎家の「松ヶ岡」と呼称され、堀周辺に松を植え丘のように小高くなっていることに由来する。そのため、この図に描かれる樹木の記号は松だと推測する。前述した図イと比べると建物と附属屋の関係、堀の記述など違いはあるものの、類似する点は多く、明治期もしくは江戸期の姿を描いている可能性がある。ただし、作図は面相筆、烏口の使用は判然としなく、方位の記入など近代的な側面が垣間見える。大きな相違点は井戸の数、座敷南西側の縁と西側突出部（便所）、敷地北西角などの測量が、不正確な点が挙げられる。

また本図は、現状の逆川の異なる流路が描かれている。現状の逆

川は昭和初期に流路を変更する改修工事を行っており、『掛川城復元調査報告書』に掲載される掛川城縄張図（図三一四〇）などから当初の流路は判明し、図に描かれた流路に近いことが分かる。

史跡指定時の図面 配置及び各建物の間取りが描かれ、縮尺は一／五〇〇程度で印刷される。史跡指定のための図であるため、破線にて指定の範囲、室名は御玉座（表座敷）が示される。図面に描かれる建物は、主屋、長屋門、奥座敷など、現状の敷地が記されるが、奥座敷の北西に居室及び茶室を持つ棟、西蔵が描かれていない点に現状との差異がある。次に各建物を見て行きたい。

主屋 イ図と床上部の変更はないが、土間部に変更がある。土間中央に居室を設け、東列には、風呂、台所が新設される。主屋正面に付けられていた居室は撤去され、式台が設けられ、中門に続く堀も現状と同様の形となっている。背面便所棟は東側に風呂場を拡充する。

長屋門 西側の居室が撤去されるが、北東隅に一部居室が残る。
風呂便所棟及び奥座敷周辺 新設されたこれ等の建造物は、現状の間どりととの差異はない。渡り廊下に二階屋の階段も記される。
蔵及び納屋 コの字形の堀に面して、各蔵が描かれ、東面に米蔵、納屋（南北に三室）、北面に北蔵と味噌蔵、西面に奥蔵が描かれるが西蔵は描かれない。

北西居室 奥座敷の北西に位置し、廊下で接続する。居室は三室描かれる。西隅の居室は土庇を設け、床飾りを持つ。背面は板敷きで表現され、便所などの水場と考えられる。

西側庭園 居室及び茶室を造ることにより庭園が整備された。

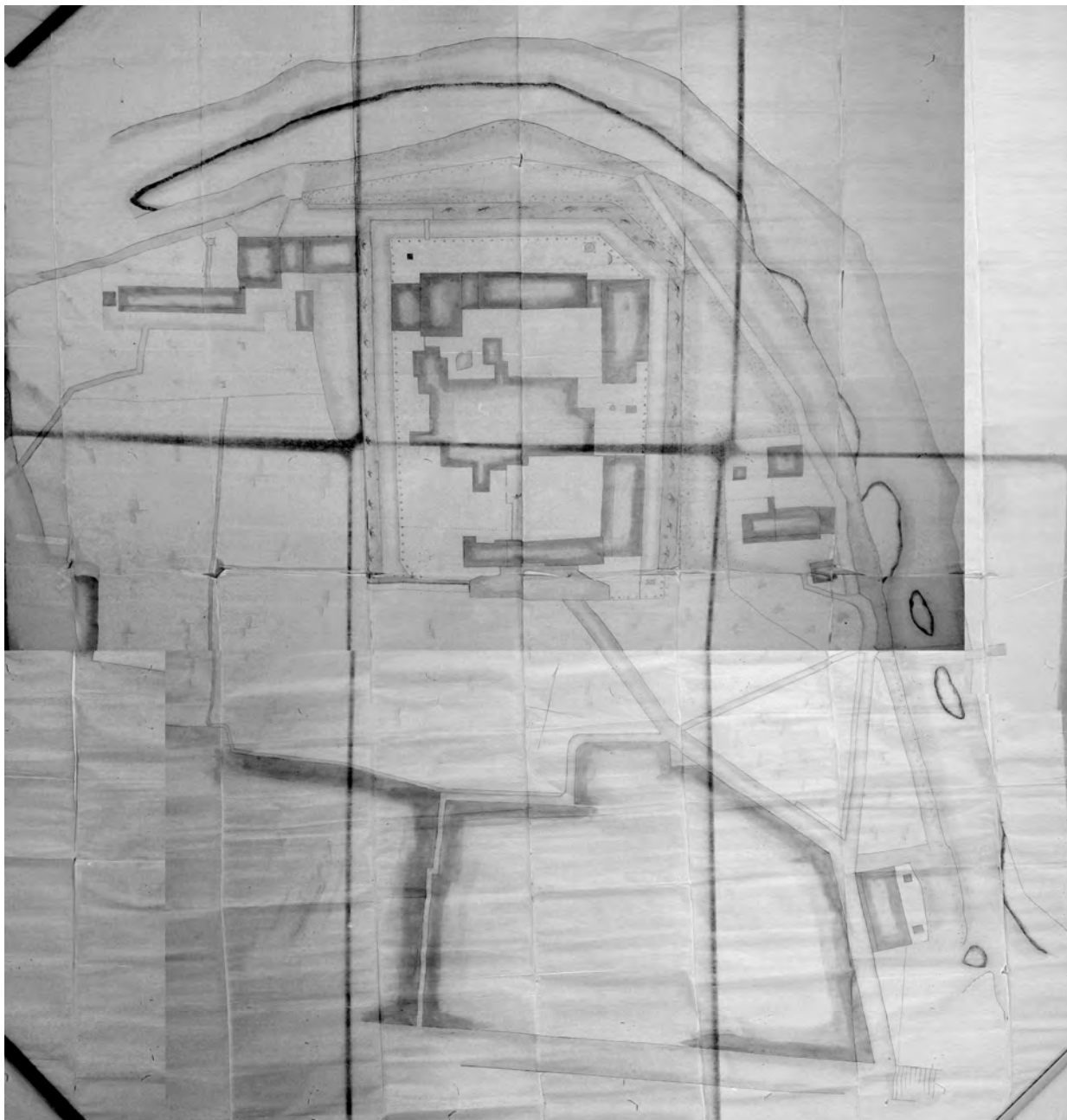


図 3-39 居宅ノ図

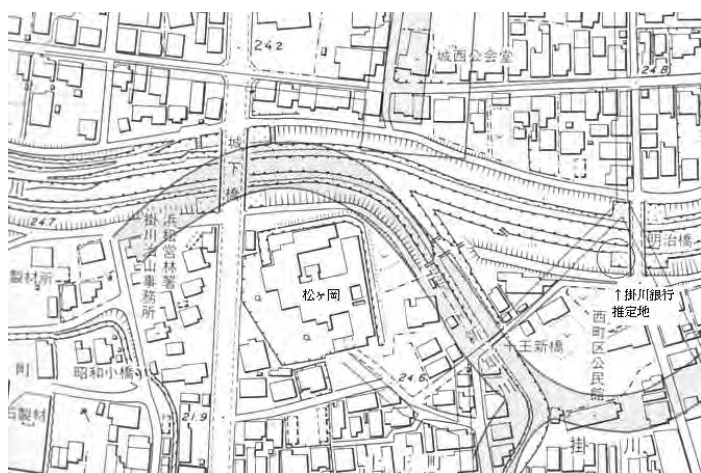


図 3-40 掛川城縄張図 部分

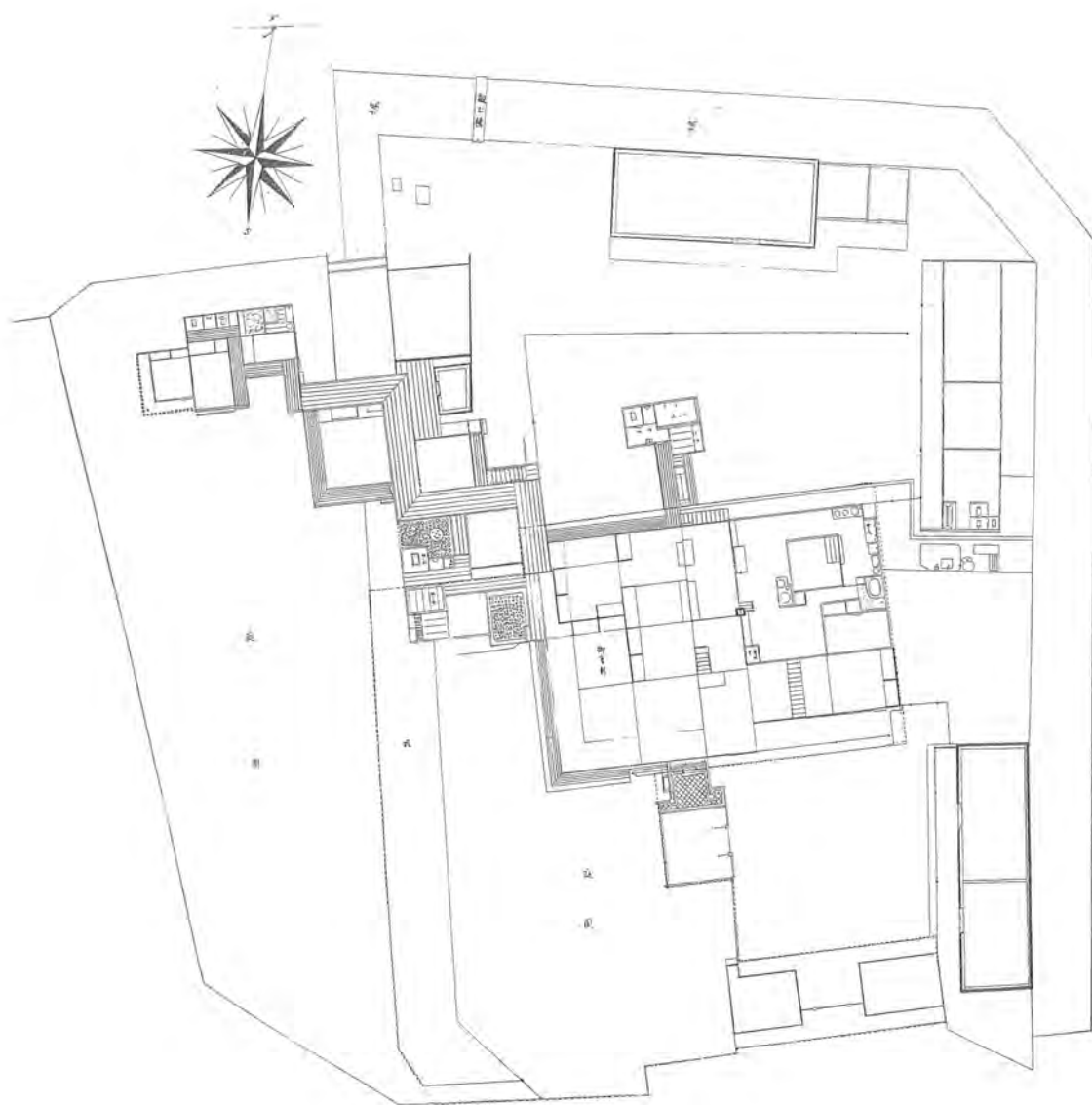


図 3-41 史跡指定時の図面 （昭和 8 年）

以上の三図とも作成年は不明だが、「ロ→イ→ハ」の順でつくられたと推測する。座敷の変遷を見てとれる。主屋、長屋門、米蔵、奥蔵、納屋は、位置を変えず、風呂・便所棟、奥座敷、二階屋、北蔵、味噌蔵は昭和八年までに整備される。西蔵は昭和期の図では描かれていないが、現状を鑑みても昭和八年以降の新築とは考えづらく、表記漏れと推定する。

三―三 痕跡から見る主屋の変遷

前項の史料と現況との比較から、大きな改変は主屋及び長屋門に集中する。長屋門は北西隅の柱に壁や桁等の痕跡が残り西側に居室がついていたことは明確であるが、それ以上を痕跡から追う事ができない。そこで、主屋を中心に痕跡を確認する。風蝕や痕跡は、床上部式台廻り、奥座敷廻り、土間部では、玄関周り、及び東側台所、洗面、便所廻りに見られる。

現況の痕跡、風蝕から当初材、中古材、新規材と分けると図四六のように分類できる。次に部屋ごとに痕跡を見ていく。

座敷前居室 側桁に広縁境から半間西の位置に桁の埋木が施され、上屋桁同位置に束がある。式台西側壁面は想定される旧居室壁面となるが、痕跡は見当たらず追う事ができない。なお、広縁境の柱には痕跡が認められず、中古の可能性がある。

玄関南面 現状の玄関は下屋に該当し、靴脱ぎを設けるため柱が挿入され室内化され壁面が整えられる。上屋柱東面にまぐさと考

えられる埋木があり、それに対応する柱からも同様の痕跡が確認できる。また、半間東の柱面には壁の痕跡が残る。下屋は梁間方向にチョウナ梁を半間ごとに架け、柱南面には風蝕が確認できる。

新座敷 天井は棹縁天井であるが、西側半間の天井は切り返しを付け二階への導入部を持つ。南面及び西面敷居には階段受けの痕跡がある。また、取り外された階段は、主屋二階で保管される。北面の座敷飾りは、昭和四〇年以降の改造である。

食堂 天井及び壁面をベニヤ材で覆い床も新規に張られている。天井をみると東西で区分け出来き、東側は棹縁天井となる。天井や柱などには煤けた跡があるが、大黒柱などの風食から見ると少々時代が降る。また、背面側柱間には、楣の痕跡や壁面の痕跡が確認できる。

東側下屋 台所、風呂、洗面所、便所で構成され、後世の改造が特に大きい箇所である。室内は食堂同様の壁面や床の仕様がみられ同時代に現在の形に改変されたと考えられる。洗面所や便所は大壁で整えられているため、柱が隠れ痕跡は確認できなかった。台所の天井は東西に二分出来、西側を棹縁天井と東側を化粧屋根裏とし梁が架けられ、梁は多少ではあるが煤けている。

以上のように主屋の痕跡(図三―四二)を精査すると、図三―四三のような復原図がつくれ、床の仕上げなど不明瞭な点もあるが、イ図「掛川行在所平面図」とほぼ一致する。

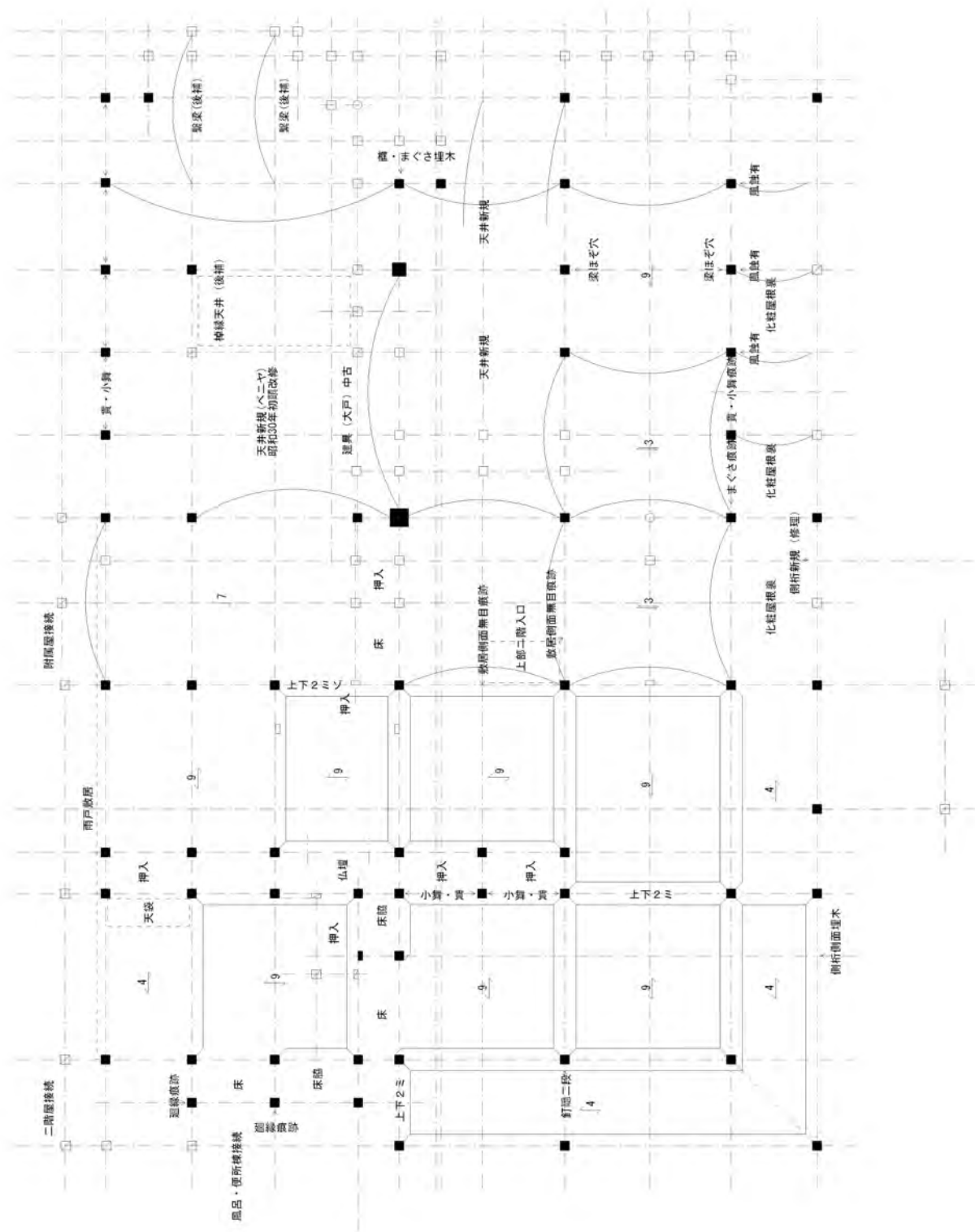


図 3-42 主屋痕跡図

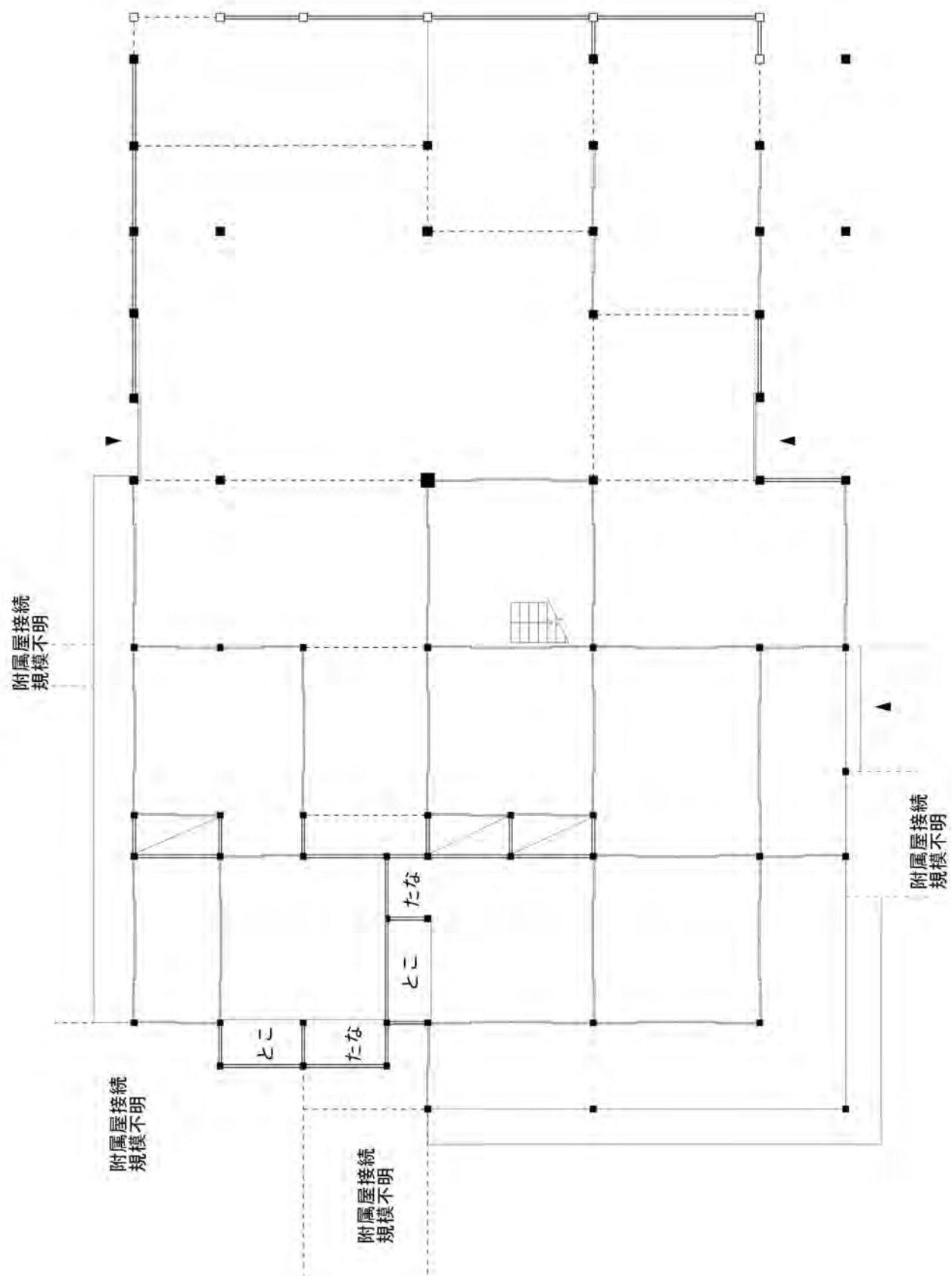


図 3-43 主屋復原図

第四章 旧山崎家住宅の特徴

四― 大規模民家としての旧山崎家住宅の位置づけ

先ず、今調査で発見された棟札（資料編）により、旧山崎家住宅主屋の大工は、大池村（現掛川市の西部）の「服部惣助清成」と判明した。しかし近隣の歴史的建造物に関わる大工として服部惣助清成は見当たらない。

そこで、類例からの比較を主として考察を行う事としたい。旧山崎家住宅は、静岡県西部の遠州地方、掛川市に所在する。ここでは、近世民家としての旧山崎家住宅特徴を整理するために、静岡県西部地方の重要文化財に指定される建物と比較し、屋敷構え、主屋の形式・技法を考察する。

静岡県西部の国指定重要文化財（平成二六年三月現在）である浜松市の中村家、鈴木家、菊川市の黒田家、周智郡森町の友田家、牧之原市の大鐘家とする。これらを建築年代で並べると、貞享五年【鬼瓦鑑書】（一六八八）の中村家住宅主屋、一八世紀前半の友田家主屋【構造手法より】、大鐘家住宅主屋【長屋門腕木墨書より推定】、文政四年（一八二二）ころとされる鈴木家住宅主屋【不明】、文久元年（一八六一）ころとされる黒田家住宅主屋【古図より】（表）と続く。ここでは、屋敷構えを中村家、黒田家、大鐘家、建造物の形式・技法に関しては、黒田家、大鐘家を対象とする。なお、それぞれの概要（指定説明）は注に記す。

表 4-1 静岡県西部に所在する重要文化財（建造物）の民家（主屋）

名称	所在地	建築年代	構造形式		屋根形状	葺材	備考
件名			桁m	梁m			
旧山崎家住宅	静岡県掛川市南西郷	安政 3(1856)	19.5	11.8	切妻	棧瓦葺	四面庇付
		庇こみ	23.9	16.5			
黒田家住宅	静岡県菊川市	文久元年	21.6	14.1	寄棟	棧瓦葺	四面庇付
大鐘家住宅	静岡県牧之原市	18C 初	19.2	12.9	切妻	棧瓦葺	四面庇付
中村家住宅	静岡県浜松市	18C 初	22.1	12	寄棟	茅葺	
友田家住宅	静岡県周智郡森町亀久保 336	18c 前	15.5	9.3	寄棟	茅葺	
鈴木家住宅	静岡県浜松市北区引佐町的場 742	-	8.2	7.4	寄棟	茅葺	釜屋建
		文政 4(1821)	6.7	5.5	寄棟	茅葺	妻入

(一) 立地及び屋敷構え

中村家、大鐘家、黒田家の屋敷構えをみるにあたり、家相図や明治期の銅版画（博覧会図）などの史料を概観する。立地や敷地の規模は、現状を対象とする。また使用した資料は次の通りである。

中村家住宅 家相図「弘化年間（一八四四、一八四八）」

黒田家住宅 絵図（家相図）「文久元年（一八六一）」

大鐘家住宅 銅版画（博覧会図）「明治二五年（一八九二）」

中村家住宅 浜名湖西の平坦な土地に位置し、現状の屋敷地は主要道路に面しておらず、半町ほど南に入った位置に所在する。敷地は、約五五メートル四方に屋敷を構えるが、弘化期の屋敷は更に西に延びていたとされる。資料にある屋敷構えは、東寄りのほぼ中央に主屋を建て、南西に渡り廊下を介して離座敷（養育の間）が接続する。南辺に表門（長屋門）が建ち、正背面に塀（土塀か）が接続する。北辺に裏門をつくりその西側に東面して蔵を建て、その前面には井戸が設けられる。主屋東には二棟の建造物（土蔵もしくは納屋）を建て、西側には胞衣塚がある。庭は、離座敷の正面を主庭園として、中門をもつ塀で主屋前前方の広場と区分される。主庭園西にも樹木が植えられ、庭園化される。

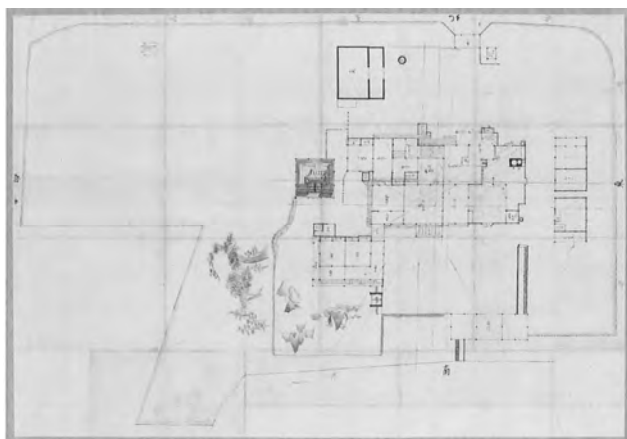


図 4-1 中村家住宅家相図
（静岡県浜名郡雄踏町教育委員会蔵）

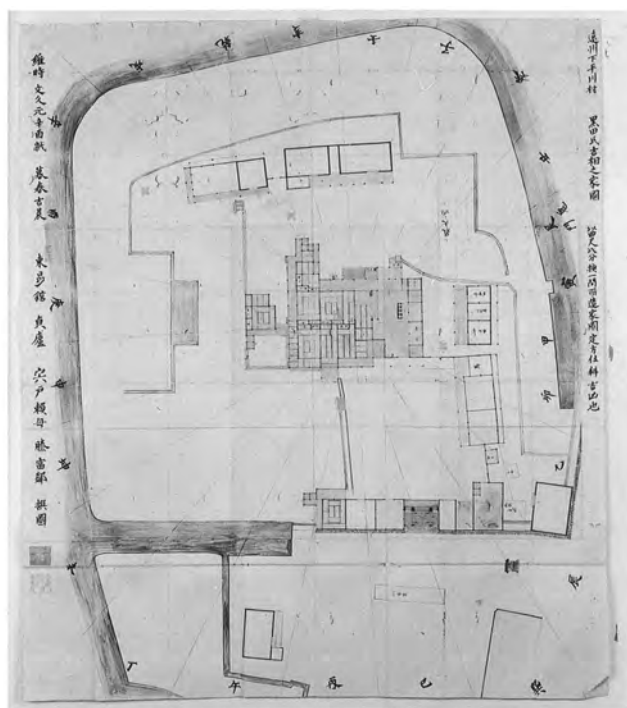


図 4-2 黒田家住宅 絵図（家相図）
（黒田家代官屋敷資料館蔵）

黒田家住宅 牧之原台地の西側、旧小笠町のほぼ中央に立地し、菊川の東側に所在する。平滑な土地に屋敷を構え、周囲は田園である。屋敷地は、南の一部を除き堀で囲まれ、現在も豊富な水を蓄える。屋敷には側道から二〇mほど西に入り、長屋門に通じる。家相図を基に屋敷構えをみる。敷地のほぼ中央に主屋を建て、西に離れを渡り廊下で繋ぎ、北に附属屋が接続する。南辺に東寄りに、畳の間付きの長屋門、倉、土蔵を並べる。長屋門からは塀が主屋まで続く。この塀で主屋正面西の主庭園と広場を区分したと考えられる。東辺は、うまや、納屋が並び、主屋から塀が主屋前方の広場と区分する。北辺に東西に蔵を、二棟を並べる。

大鐘家住宅 洪積層台地を背

に緩やかな斜面地に立地し、現国道より二〇〇mほど西に入った位置に屋敷を構える。

屋敷地は南北に約七〇m、東西一〇〇mで南東面し石垣で造成される。明治期の敷地はほぼ現状と変わらない。中央に主屋を建て、背面に離れ座敷、南に便所を接続する。東辺は座敷、長屋門とうまやを並べ、北に納屋二棟、西に蔵を二棟並べる。敷地北隅の建造物が一棟建ち、その奥に墓所をもつ。

旧山崎家住宅との比較

改めて山崎家住宅の屋敷構えを概観する。屋敷地は掛川市の中央から西へ一キロメートルいった平坦な土地に立地する。旧東海道と逆川に挟まれ、街道より北へ約半町ほど入る。敷地は八五m四方で南を除く三方に堀をもつ。家屋配置は中心に主屋を建て北西方向に二階屋、新座敷を附属する。敷地南辺に長屋門、米蔵を並べ、北辺に奥蔵、西蔵、北蔵、味噌蔵を並べる。主屋正面西寄りに庭園を配し、東側に納屋を建てる。

立地をみると、共に主要街道から奥まった位置に屋敷地を構える。屋敷構えは、主屋を屋敷地のほぼ中央に造り、長屋門と向かい合わせる。前庭は主屋南側に造り、中村家、黒田家では中門を設け



図4-3 大鐘家住宅 銅版画（博覧図）
（大鐘家所蔵）

て区画する。背面には土蔵を並べ、主屋の側面側には、納屋を配置する。この様に近世後期から末に架けて造られた屋敷構えと共通し、近世的な特徴が山崎家住宅には良く残る。最も山崎家から距離も近く、当時から交流があったとされる菊川市の黒田家住宅では、堀をめぐらす点にも共通する。しかし、山崎家の堀が造られた時期など不明な点が多い。また、黒田家は、堀の内外に高低差をつけることで、菊川からの洪水対策としたと言われているが、山崎家では、同様の意図を見出すことができていない。

（二）形式の調査

平面形式 山崎家住宅主屋の間取りは、黒田家住宅主屋と特に類似性が高い。黒田家主屋は、正面向かって右半を土間、左半を居住部とし、土間正面側に土庇を設け、四周に一間の庇を四周に回す。床上部は、前後二列で、その境列に押入などを半間幅で設ける。正面は座敷・玄関の間、仏間を並べ、背面は茶の間など生活の間が続く。正面西寄りに式台を造り、座敷廻りに広縁をまわす。座敷を囲むような広縁は、座敷に比べ天井高を低くとする。ただし、居室境の押入の入れ方には大きな違いがみられ、山崎家は梁間方向に、黒田家は桁行方向にいれる。

一方、大鐘家住宅主屋の平面形式でも同様に土間と床上部の扱い、下屋の造り方に類似性がみられる。下屋は安政以後の増築で付けられ、式台や座敷廻りの広縁はないが、下屋部の天井高は山崎家や黒田家と同様に、他の居室より若干低く取られる。

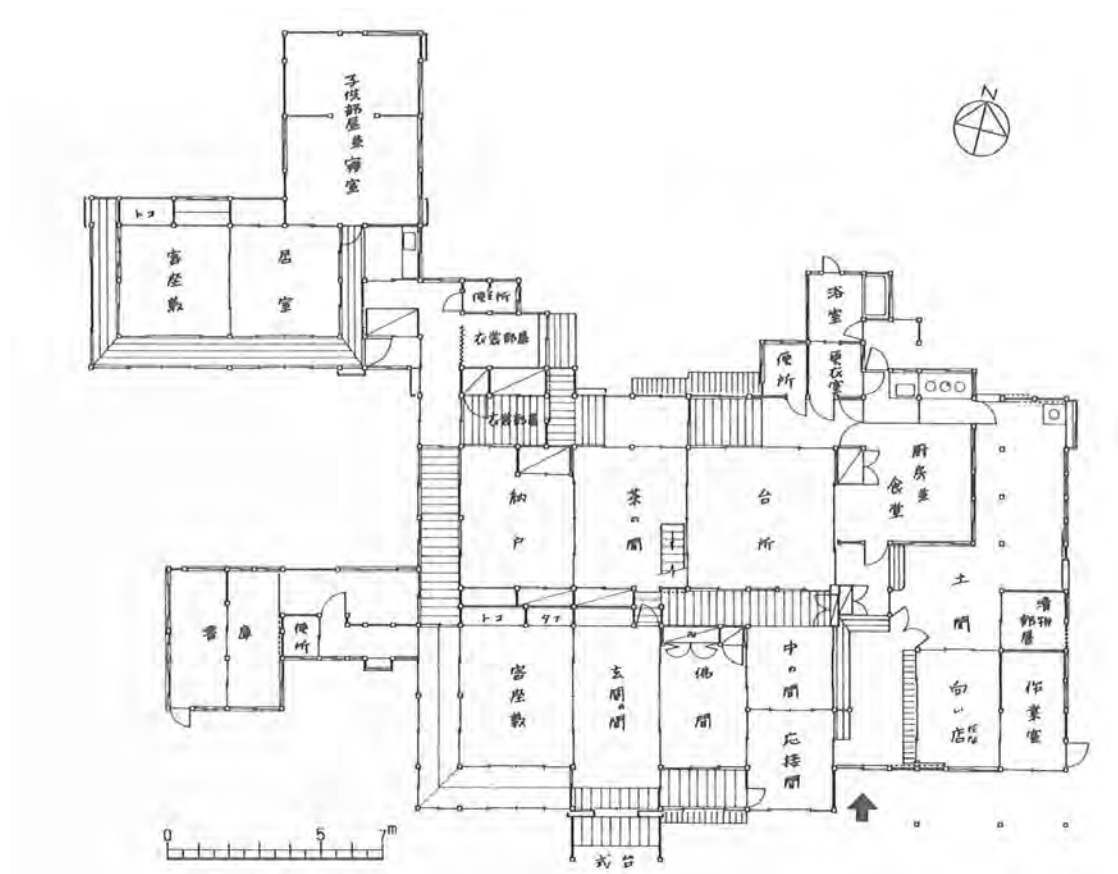


図 4-4 黒田家住宅主屋平面図

※修理工事報告書より

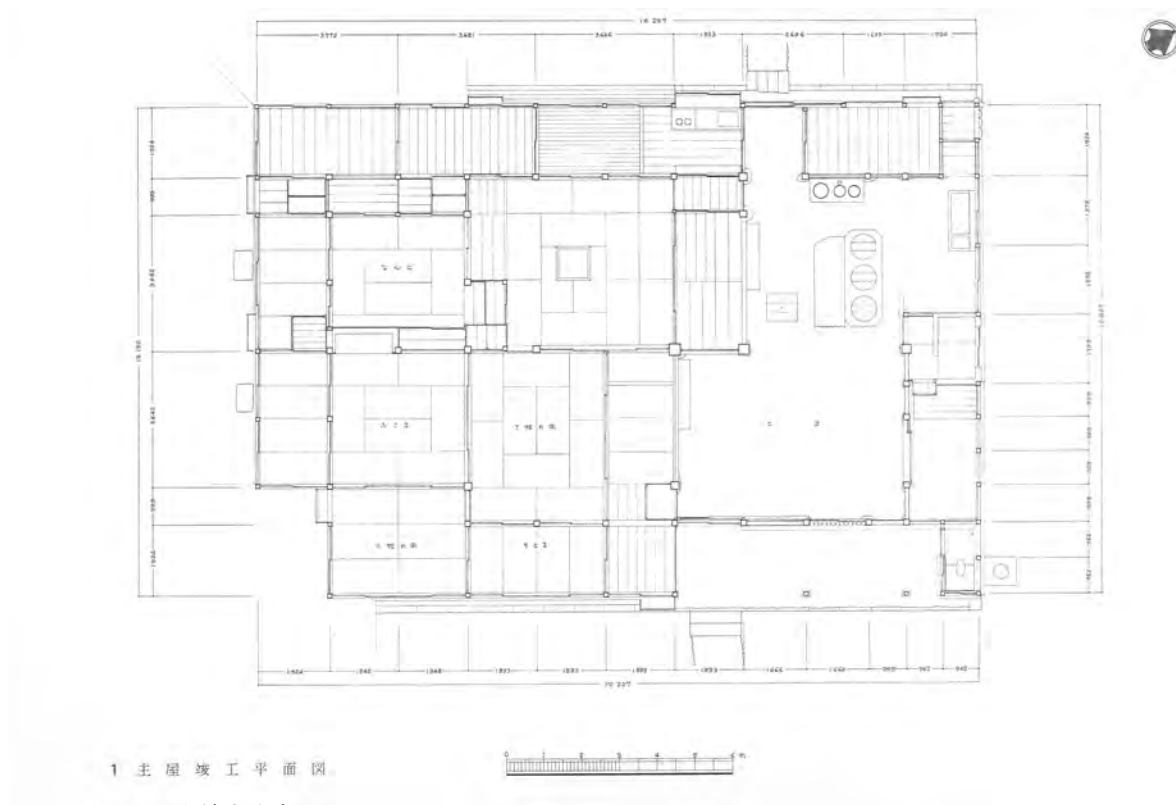


図 4-5 大鐘家住宅平面図

※修理工事報告書より

地震後の工夫 安政の大地震直後に建設された旧山崎家住宅主屋は、地震における構造的な工夫があるのか検討する。

黒田家住宅主屋は、指定説明に次の通りにある。「（以下抜粋）床上部は棟通りに四尺をへだて二本の柱列を作り、これを中心に軸部を固め、土間は側回りに密に立つ柱と太い梁を二重に架けて固めている。柱の密度はこの時期の家としては高く、太さ二十cmに達し、座敷まわりでも細くしない。（以下略）」。旧山崎家住宅主屋の柱は、土間境の大黒柱は、三〇〇mmと大きく、土間側の側柱は一七〇mm程度で、床上部では、一三〇mm程度と若干細くはしている。土間部は側柱が密に入っているが床上部の座敷などは二間ごとに入れるなど疎らに入れる。しかし、床上部西列と中央列間の梁間方向に約三尺を経て柱を建てる。このあたりは、疎らな座敷側の軸部を固めている。

次に大鐘家主屋をみたい。桁行十間半、梁間七間で切妻造、棧瓦葺で、四周に下屋をまわす建物である。建設当初の一八世紀前半の規模は現状より小さく、桁行八間半、梁間五間であったとされる。大鐘家も安政の大地震により大きな被害を受け、被災後の整備で四周に一間幅の下屋を取り付けたとされる。下屋は正面東側を土庇とし、居室の場合は化粧屋根裏や天井を低くとる。この様に、四周に一間幅の下屋をまわす山崎家も地震後の対策の一つと推測できる。

また、山崎家住宅主屋の小屋組は土間境で架構を変え、かつ床上部は筋交を使用する。天井の有無で、架構を変えることはあるが、筋交の使用は、耐震対策の一つかもしれない。

この様に平面形式や地震後の対策など類例との共通項も見られ、規模や架構には独自性がみられる。



図 4-8 大鐘家住宅主屋（南より）



図 4-6 黒田家住宅主屋（南より）



図 4-9 旧山崎家住宅西側小屋組み（床上部）



図 4-7 黒田家住宅主屋座敷（南より）

注 指定説明

黒田家住宅

この住宅は牧之原台地の西側、御前崎に近い平地にある。黒田家の先祖は武士で永禄以来この地に住む旧家である。屋敷は周囲に濠をめぐらし、東西八十メートル、南北百メートル、中央に主屋、南側に長屋門、主屋の東西に座敷、文庫、雑舎、土蔵など数多くの附属屋を配し、上層農家にふさわしい構えを示している。

黒田家は、嘉永三年（一八五〇）と文久元年（一八六一）の古図が残されている。現在の主屋の間取りは、改造は有るものの文久元年の古図と一致している。二枚の古図の間の時期に安政の大地震があったので、被害を受けた主屋は建て替えたのであろう。主屋は桁行十一間、梁間六間、寄棟造で、棧瓦葺になっているが、これは明治後年の改造で当初は茅葺、小屋は又首組であった。間取りは、表裏二列に部屋を並べ、表側が座敷、仏間などの表向き、裏は寝室、台所など内向きに使われている。土間に設けられている食堂などは後補である。

この住宅の特色は地震に対する配慮からとみられる強固な構造にある。床上部は棟通りに四尺をへだて二本の柱列を作り、これを中心に軸部を固め、土間は側回りに密に立つ柱と太い梁を二重に架けて固めている。柱の密度はこの時期の家としては高く、太さ二十センチメートルに達し、座敷まわりでも細くしない。床上の一部に中廊下ができるのはこの構造のためである。

長屋門は主屋より古く十八世紀中ごろ建設とみられる。寄棟造、茅葺で、桁行が主屋とほぼ等しい大規模な門である。向かって右より扉を開き、通路の右手は門番部屋、左は下郎部屋、前蔵、男部屋をとる。立面は腰から下を見板張り、上を白漆喰仕上げとし、要所に与力窓を開ける。扉まわりの材は太く力強い意匠である。

大鐘家住宅主屋

大鐘家は御前崎北方の東海岸近くに位置し、大庄屋を務めた旧家である。敷地は広く正面に茅葺の長屋門が建ち、その奥に主屋がある。

主屋は現在、桁行十間半、梁間七間あつて、周囲に一間ないし一間半の庇をめぐらした切妻造、棧瓦葺の建物であるが、これは安政の大地震で被害を受けた後、明治二十六年にもと又首組、茅葺を和小屋に改め、四周に庇をめぐらして規模を拡張し、前後に離れ座敷を敷設するなど大改造を加えた結果である。改造は加わっているが、旧軸組は良く残しており、内部の古い部分は余り大きな改造は加わっていない。

復原すると当初は桁行八間半、梁間五間で、平面は東側を土間、西側を部屋とした四間取りで、棟通りで前後に分けて、表側に十五畳間と仏間、裏側には土間に一間の張り

出しをもつ二十畳大の広い台所と納戸を配していた。正面に基格子窓があった痕跡があること、部材の仕上げ、構造手法から判断すると、この建物は十七世紀末ごろの建築と考えられる。現在では、拡張した庇部分に小部屋をつくり、各部屋とも畳敷とし、長押を回し、根太天井を張るなど、一見したところ複雑な間取りになっている。

長屋門は桁行六間半、梁間二間、寄棟造、茅葺の建物で中央部二間半に扉を構え、東側を物置、西側を下男部屋としている。建築年代は腕木の墨書によつて安永十年（一七八一）であることがはっきりしている。

大鐘家住宅は岡を背にした小高い敷地に主屋と長屋門があつて、往時の大庄屋層の屋敷構えを良く伝えており、静岡県下では古い民家の一つである。土間をはじめとする軸部や梁組は雄大で、質が良く、また長屋門は建築年代が明かであることも貴重である。

中村家住宅主屋

中村家は浜名湖湖口の東岸近くに位置する。中村家は武家の出身で文明年間、当地に居を構えたと伝え、江戸時代以降は庄屋、代官、神官などを務めたという。現在の住宅は寄棟造、茅葺で桁行十一間、半、梁間六間の大規模なもので、一八世紀中ごろの建築とみられる。構造は静岡県西部に共通の形式を持ち、棟通りに一間ごとに柱を立て、この柱筋と前後二間の本柱筋には敷桁を通し、その上に小屋梁を架ける。本柱筋から一間外方が側柱で、小屋梁は本柱筋から約半間持ち出し、その上に二重梁式の和小屋を組む。椀首は、側桁上に立て、二本継ぎに架けている。

平面は後ろ側がかなり改変されているが、復原すると前面三室、後ろ三ないし四室が梁行柱筋喰違いに配され、後ろの「だいどころ」は土間へ一間分張り出す。前の「ひろま」、後ろの「ねま」は共に三間四方の室となり、太い竿縁天井を張っているが、太く曲った梁組を見ている。なお「ひろま」前面の式台は後設したのである。一方、土間は柱や梁組など床上部に比べるとやや粗末である。この住宅は内部が改変され、梁組一部組み変えられているが、規模はもとのままである。大規模で質が良く、内部の板戸、障子など古い建具も残されている。

四―二 遠州地方における近代和風住宅の展開と旧山崎家住宅

旧山崎家住宅は近世後期の大規模民家に加え、明治以降に整備された増築部や庭園から成っている。ここでは後者の、近代和風住宅とも言うべき観点から、遠州地方における歴史的背景を交えつつ考察する。

(一) 屋敷構え

旧山崎家住宅は、全体として大規模住宅の屋敷構えが建築物群として示され、市街地であるにも関わらずほぼ往時の敷地と景観を保持している。敷地内は建築物と塀によって、外部空間を含んだ領域分けがなされており、建築物は土地利用と密接に関連している。

まず、南側の旧東海道から導入路を入ったところに長屋門を構える。長屋門を入ると、正面に主屋が位置し、西側には板と漆喰の塀と中門がある。東側には蔵がある。この領域は明るく広く、この家の格式を示す空間であった。

中門の奥には、入母屋、銅板葺の式台玄関がつけられている。これから主屋南西側の座敷前を経て、主屋の北西奥に延びる増築部にかけての領域は、観賞用の庭園である。かつては逆川から水路を引き込み、主屋西側で池をつくっていた。ここで特筆されるべきは大きな赤松数十本で、「松ヶ岡」の所以であろう。庭内には多数の燈籠の他、沓脱に鞍馬石が見られるなど、ここは特定の客と主人のみに許されたもてなしと趣味を示す空間であった。

主屋と増築部の北側には菜園を囲うように二棟の蔵が立ち、さらに敷地の東側と北側は川で囲まれ天然の堀となっている。高木によって屋敷林が形成され、遠景からでも識別できる景観要素となっている。

すなわち、南面する主屋に対して、南東に門を開き、南西に囲われた庭が展開し、この庭が北西に続く構成である。言い換えれば、主屋は東側に土間、勝手をもち、西側に座敷があり、座敷から庭が眺め渡される。この配置は、静岡県遠州地方において一般的な位置関係であり、山崎家における建築物と外部空間の関係は典型的といつてよい。

(二) 明治一一年御巡幸の遺構

旧山崎家住宅は明治一一(一八七八)年一月一日から翌日にかけて、明治天皇の御巡幸の際の行在所となった。昭和八(一九三三)年、この行在所は聖蹟として史跡に指定され、戦後に指定が解除された後も、その石碑が長屋門脇に立っている。付言するならば、明治天皇は嘉永五(一八五二)年生まれ、明治元年は一五歳、明治一一年は二五歳にあたる。この天皇の若さが、近代的な交通手段がない初期の御巡幸を可能にし、それが明治期の社会の活力につながっていたように思われる。

明治一一年の北陸東海御巡幸は静岡県地方の近代化において象徴的な出来事であった。明治元年、翌二年の京都から東京への行幸の際は、宿泊、休息には大半で本陣が使われている³⁾。他方、鉄道開通後の御巡幸では静岡県内の住宅が宿泊、休息に使われることはな

くなる。維新後の六大御巡幸と言われる鉄道開通以前の全国御巡幸のうち、明治天皇が静岡県内を通過したのは明治十一年だけで、このとき個人住宅が使われたことは、江戸期以来の施設が衰退し、通過途上にそれ以上の空間がなかったことを意味している。それは地方における近代の変革を物語っており、御巡幸施設に使われた「家」は、地方のリーダーとして、より力を持ち、公共的性格を強め、質の高い建築と大規模な景観を呈するに至ったのである。

山崎家住宅に関しては、史跡指定の前後に、次のような文献が発表されている。

- A. 「明治天皇御東行の際に於ける掛川宿の御遺跡に就て」^{三三}
昭和五年
- B. 『明治天皇聖蹟』^{三二} 昭和一〇年
- C. 「明治十一年御巡幸遠江聖蹟記稿」^三 昭和十一年
- D. 『明治天皇聖蹟』^三 昭和十二年

この中から、明治十一年の建築造営に関する箇所を検討してみよう。

Aにおいては「山崎覚次郎博士談」として、「特別に御殿等を御造営申上ぐる事もなく、現在の此邸宅を何等装飾するのでもなく、唯壁畳襖等を新調致しましたのみで、其外僅に修理を加へた程度で有った」とあり、大規模な増築は行われなかったことがわかる。また、「御馬車のお障りになる門の敷居を取拂ふ用意を致しましたが、夫れには及ばぬとの御錠で、門外で御下車なされて、門内より玄関迄玉歩を運ばさせられた」ともある。

さらにAでは主屋座敷の略図(図四一〇)が示され、「御座敷

の南と、西は庭園であり、一間の内縁で囲まれて居りまして、左図の如く最も南が四畳で次が八畳其の次も八畳(尚ほ奥にも御座敷は有る如く伺へる)其の東に各十畳の御座敷が有て御台所に接せられる」とあり、「此の八畳の奥の間」が「玉座となりし御居間」であることが報告されている。すなわち主屋西側の四間と入側が主に使われたことがわかる。「(尚ほ奥にも御座敷は有る如く伺へる)」とあるのは、Aが書かれた時点での筆者による推測であり、増築部は行在所ではないので見学しなかったと思われる。

Bにおいては「指定区域図」として配置平面図(図三二四一)が示され、写真四点(門、座敷外観、座敷内観、座敷内から見た主庭)も掲載されている。平面図は増築部を伴っており、現状とほぼ同様である(現状は増築部最奥の茶室が失われている)。また、「御座所に充てられたるは本屋の奥八畳間にして其に接して次の間あり、入側縁を隔てて庭園に面す。御座所は、平常使用せず、鄭重に保存せられたり。」とあり、Aの記述と一致している。

内 縁	玉座の間	疊 十
	疊 八	疊 十
	疊四	縁内 疊五

図 4-10 主屋座敷の略図

Cにおいては明治十一年当時の「先発官ノ報告」が伝えられ、「御浴室御廁在来修繕」とある。注目すべきは、Cの筆者による注記としてここに「(明治四十五年頃取毀チ現今無シ)」とあり、これによれば行在所用に修繕した浴室と廁は、史跡指定時には失われているようである。

続いて次のような報告がある。「当家往還西町橋際ヨリ左折凡二丁入込、当時道路狭隘ナレドモ戸主自費ヲ以取廣候趣申居候間、御馬車之儘通御相成候見込ニ御座候。遠州屈指ノ豪家ト申事ニ有之、御座所ヨリ野望等ハ頗快闊ニシテ御慰可相成哉ニ候得共間割等充分ナラス、供進所ヨリ御座所ヘノ往復御浴室御上り場ヲ用候都合ニ有之不得止手都合致置候。」導入路を広げたこと、御座所からの眺めがいいこと、しかし間取りに不都合があること、等が記されている。また、CではAの山崎覚次郎による逸話が踏襲されている。

Dにおいては「掛川行在所平面図」（図三二三八）と、写真五点（Bと全く同じ四点と座敷内から見た庭園一点）が掲載されている。「平面図」は、Bとは異なり、門の西側に部屋があること、現状の玄関より西に張り出した位置に部屋があること、そして何よりも御座所となった座敷の西奥に続く便所、浴室をはじめとする諸室が大きく違うこと等が挙げられる。また西側の敷地が現況より狭く、北側の蔵の形状と位置も異なっている。BとDにおける図面の異同はいかなることなのであろうか。

まず、BとDは同じ写真が掲載されていることから明らかなように、強い関連性を持っている。Bの方がDより前に出版されたにも関わらず、Bの方が現状に近い図面が掲載されている。Dの編者がBの図面を知らない蓋然性は低い。他方、Cにおいては「御浴室御廁在来修繕（明治四十五年頃取毀チ現今無シ）」とある。これに加え「供進所ヨリ御座所ヘノ往復御浴室御上り場ヲ用候都合ニ有之不得止手都合致置候」とあって、サービス動線上で浴室上がり場を通らなければならないことが書かれている。Dの図面では浴室と思われる箇所が座敷に近く、北を廻ってくるサービス動線と交錯して

いるように見える。これらの点から考えられるのは、Dの図面は明治一年当時の復元図の可能性である。だとすれば増築部はもちろんのこと、門や玄関も明治一年以降のある時点で見直されていることになる。そこで長屋門西側を見ると、北西角の柱に接続の痕跡がある。また主屋南側下屋の軒桁、現状の玄関よりやや西にやはり接続の痕跡がある。これらからDの図面は復元図であろうと推測される。しかしながら、Dが出版された時点では失われているはずの平面が、何を根拠に描かれたのかは記載がなく不明のままである。

Dにおいてはまた、Cの「先発官ノ報告」と同じものが伝えられ、これが「明治十一年十月十二日御先發内匠課報知」であり、行在所となる二〇日前であることがわかる。

以上に加え、明治十一年当時の先発官による修繕仕様書について書かれた次の文献がある。

E 「明治十一年明治天皇北陸・東海道御巡幸掛川行在所のこと」^{二二}

平成元年

これは当時の記録を蔵する郷土史家によって書かれたもので、修繕の仕様と人件費を含めた見積が記されている。それによれば、「御浴室在来ノ間内、図面仕様書ニ倣ヒ出来、御廁在来床取払、野床並床共張立薄縁敷込」とある。ここから推測すると、在来ものを修繕する工事で、大きな間取りの変更等は行われなかったと思われる、これがCにおいて明治四五年頃に失われたとされるものではないかろうか。

御座所に使われた主屋座敷は、柱は床柱とも全て檜角柱。長押も

檜。床框、落掛は黒漆で、床は薄縁。意匠、材料は典型的な書院造りであるが、天井の棹縁や障子の棧が狭く、江戸期の地方民家の意匠を残していると見られる。質実な感じの部屋で、装飾は欄間の松のみである。他方、入側の長押、棹縁には杉面皮が用いられ、障子には大判ガラスが嵌められている。これらは座敷内とはやや雰囲気異にし、増築時に手が加えられたのではないかと思われる。

(三) 近代和風の増築部

旧山崎家住宅の住居部分は、主屋と増築部とから成るが、これは明治以降の地方有力者の大規模な住宅における典型的な構成を示している。明治以降の家作は多くの場合、江戸期以来の主屋の骨格はそのまま残し、それに手を加えたり、接して増築したり、離れとして建てた部分であった。これらは新座敷等と呼ばれ、主人の居所や客間として使われた。それらは主屋に対する増築部ではあるが、近代和風建築の観点から考えれば重要な意味がある。

山崎家において増築がいつ行われたのかは定かではないが、主屋の座敷が「御座所は、平常使用せず、鄭重に保存せられたり」と伝えられる状況のなかで使えなくなつたために、増築が行われたとも推測される。この増築部を前にした、職方一同の集合写真(図四・一一)が旧蔵されており¹¹⁾、そこには明治二九(一八九六)年に没した山崎千三郎ではなく、大正二(一九一三)年に亡くなつた山崎淳一郎が当主として写っていることから、この間に撮られたものだが、当時こうした集合写真が撮影されるのは竣工時等と推測される。

主屋の入側から奥に進むと、廊下は棹縁を弓形に曲げた天井となり、その奥に座敷がある。この部屋の柱、長押は床柱とも全て木曾(尾州)檜と見られる最良材で、琵琶台周辺も同材と見られる。ここにあえて、床框は楓、落掛にも広葉樹を用い、床板、床脇板、琵琶台は松。唐木は使用せず、派手さはないが、行在所となつた表座敷よりもやや意匠を外している。高い天井には幅広の板を用いるなど、きわめて上質の材料で、非常に精度の高い造作がなされている。

前述のとおり、御巡幸時に修繕された便所、浴室と現状のそれらが異なっているとすると、奥座敷より手前の諸室や便所、浴室等も奥座敷と同時期につくられた可能性もある。

近代和風の特徴として、物流の広域化がもたらした良質の材料、大工技術の公開、道具の精密化、合理的な架構法の開発等による構法の向上等が挙げられるが、旧山崎家住宅の増築部では、こうした特徴が典型的に見られる。すなわち建物はそれ以前の部分よりも格段によい材料と仕上げを見せ、地方における近代大工技術の伝播を



図 4-11 淳一郎氏と職人の集合写真(奥座敷前)

物語る。そしてこうした部分こそが、近代における成功者の趣味と見識を示していたのである。

(四) 憧れの実現としての近代和風

一般に、地方有力者の住宅が壮大な構えをもつに至ったのは、維新の動乱が収まり、近代の社会に移行してからのことが多い。不動産の流通が自由になり、家作の制限がなくなり、大土地所有者は蓄積した財を家作に使うことができるようになった¹⁸⁾。その近代の成功者となった人物の家では、江戸時代には叶わなかった大規模かつ上質の普請が行われ、とりわけ主屋の座敷部分や増築された客間等に財が費やされた。こうした普請は、明治以降に実現可能となった家格や家風の表現として考えることができる。すなわち、新興の名門となった「家」をかたちとして表現し、代々受け継がれてゆくべき資産として住宅の建設が行われたのである。それは「家」の豊かさを地域や客に示し、また家族に「家」の一員としての自覚を促すのに、最もわかりやすい方法であった。したがって、特別な「家」であることの表現に注意が払われ、その表現はとりわけ地域に対しての屋敷構えと、客を通す書院や客間に現れたのである。

屋敷構えは、その「家」の豊かさを示すと同時に、地区内での重要な景観となっていた。屋敷構えを示すものに門がある。門は外部に対する景観要素の代表的なものであるが、周知のように江戸時代に門を構えている家は庄屋（名主）等の村役人層であるか大地主であることを示し、門は元来、武士を迎えることからつくられたもので、門の存在はその家に書院造りの客間座敷が存在することを意味

した¹⁹⁾。明治以降は身分制度にともなう家作の制限はなくなったが、それがためによりいっそう、江戸時代の高級住宅の形式が流布し、門や客間をもつ住宅は格段に増えた。

書院や客間では、床の間や長押、釘隠、欄間といった形式的な表現が、家作制限を解かれて各家に用いられていた。そして、そうした座敷の前面や側面には、手入れを施された庭園がつけられた。この庭園は座敷と一体の空間として展開し、座敷から見渡し、また縁側からそこに下り立つことが、主人の喜びであり、客へのもてなしであった。

門にしる書院の内外装にしる、「家」の表現には一定の形式が前提とされる。そのモデルは前近代であった。もともと、塀で仕切られた庭園は、中門より先は限られた人物しか入ることを許されなかった、江戸時代の身分制度による空間の階層化の名残である。それがどんなに形骸化したにせよ、明治以降もなくなるどころかますます多く見られるようになったということは、敷地内での場所の性格付けや、配置の形式が江戸時代のものを継承していたことの現れといつてよい。おそらく明治の新興富裕層にとって、屋敷の構えや座敷の周囲を整えることは、前の時代に果たせなかった普請の夢の実現だったのである。つまり、地方有力者の大規模な住宅は、前近代の憧れの実現としての近代和風建築という側面をもっている。

(五) 『報徳学齐家談』における「齐家」

旧山崎家住宅の屋敷構えや座敷とその前の庭園は、客に対するもてなしを示すとともに、格式の表現ともなっていたと考えられる。

その思想的背景について、遠州地方においてきわめて大きな影響力を有していた報徳仕法のなかに範を見ることが出来る。

遠江国報徳社の岡田良一郎は明治一八（一八八五）年に『報徳学齊家談』という書物を著している。この著作は、報徳仕法の実践主体を「家」に求めたもので²⁵、岡田良一郎の発言は地方における近代化運動のリーダーとしてその影響は大きかった。表題に見られる「齊家」とは、「家ヲ齊（とと）ノフ」の意味で、儒教的な背景のある言葉であるが²⁶、「齊家」は近代初期において、海野福寿のいう、「村落共同体に埋没していた家を再発見する」²⁷ことをよく表した概念である。

『報徳学齊家談』では、二宮尊徳の『報徳訓』を、例証を挙げて敷衍した上巻において、最も基本的なことからして、次の項目を挙げている。

「齊家ノ目、大約九アリ。左ノ如シ。 父子親シキ事 夫婦睦マジキ事 兄弟友順ナル事 衣食住裕カナル事 職業相榮フル事 親戚協和スル事 隣家相保ツ事 公事訴訟無キ事 疾病災厄寡ナキ事 右九個ノ条目相齊フルトキハ、之ヲ家齊フト云フテ不可ナルナカルベシ。」²⁸

ここに見られる、「衣食住裕カナル事」から「隣家相保ツ事」は、いずれも「家」を建築的に「齊フル」ことにつながると見てよい。これらの項目の実現の結果なり、持続なりが住宅の建設として現れるのだととらえることが、住宅の建設を促す思想的な背景となっていたと考えられる。さらに、『報徳訓』の「身命長養在衣食住三」という項について書いた部分では、はじめに、「祖先ヨリ父母ニ至リ、吾ガ身ヨリ子孫ニ至ル身命ノ繋ガル処、衣食住ノ三者ニ外

ナラズ。金銀貨財ノ用ハ、衣食住ノ三者ヲ交換貿易スルノ具タルニ過ギズ。貴賤貧富ハ三者ヲ所有支配スルノ多寡、上下ヲ別ツノ名ナリ。」²⁹と述べ、神代の昔からの発展の上にあるものとして今日を考えれば、「天祖ノ徳」「天祖の恩」に「感謝」して「徳ニ報ユル」べきだとした上で、次のように述べている。

「此故ニ粗服ハ改メテ美服トセヨ。天祖ノ功以テ輝クベシ。粗食ハ改メテ美食トセヨ。天祖喜ンデ其香ヲ音ケン。陋屋宜シク大廈トナスベシ。天祖明ラカニ上ニ照臨ス。凡ソ汝ノ分ヲ守リ、汝ノ業ヲ勤メ、増殖スル処ノ者ハ、天厚ク之ヲ保護シ、必ズ衣食住三者ヲシテ欠乏スルコト無ク、以テ汝ノ身命ヲ長養セシムベシ。天祖ノ恵、誠ニ大ナル哉。故ニ曰、身命長養ハ衣食住ノ三ニ在リ矣ト。」³⁰

ここでは、儒教的な道德観を背景にしながらも、「衣食住」の進歩、発展を是とする価値観が説かれており、「住」については「大廈トナスベシ」と書かれている。「分ヲ守リ」「増殖スル処ノ者」に許されたこととはいえ、はっきりと「齊家」の表現として住宅を豊かにすることが述べられている。こうした価値観が、総じて地方の近代化を推し進め、結果として住宅を「齊フル」ことにつながっていったと考えられる。

近代の初期における報徳主義の位置付けを、海野福寿は次のように解説している。

「共同体内ヒエラルヒーの頂点に立つ伝統的地主層の側から私的経済確立の要求が起り、従来の共同体的諸関係の転換と豪農化した村方地主の下での新たな共同体再編が意図されることになる。その場合、豪農は自己の私的領域確立のために、個々の共同体構成員にも一定の自立性（後年の用語であるが「自力更生」）を強制する。

報徳主義はこのような関係を背景にした過渡期に適合的な思想であり、その限りでは擬似近代思想的役割を果たした。」^{xvii)}

こうした報徳主義は明治政府にも歓迎され、殖産興業政策が地方豪農を政策対象として推進された。報徳主義に裏付けられた殖産興業における「自立性」の実践主体が「家」だったといえる。そして、有力者の「家」では、地区の人々に「齊家」の実践を示すためにも、また有力者どうしのつきあいのなかでも、自分の屋敷を「齊ノへ」、客間を普請し、庭園を手入れすることが必要だったと考えられる。すなわち、地方の有力者の住まいであった住宅において、その屋敷構えと、とりわけ近代になって整備された部分は、「齊家」の表現としてとらえることができるのである。

(六) まとめ

- i) 明治期の銅版画に基づく筆者の調査によれば、静岡県地方の民家174例中149件（遠州地方では87例中77件）に囲われた庭が存在し、149例中、門を南東に開くものが113件、うち囲われた庭が南西に位置するものが96件ある。（拙稿『近代和風住宅を通じた景勝地の形成に関する史的研究』芝浦工業大学博士論文、2000、pp.207-237）
- ii) 日本史籍協会編『明治天皇行幸年表』東京大学出版会、1982（1993版の復刻）
- iii) 山下武夫、大場庄平「明治天皇御東行の際に於ける掛川宿の御遺跡に就て」『大日本報徳』第29巻、337号、大日本報徳社、1930、pp.45-55
- iv) 『史跡調査報告第8輯 明治天皇聖蹟』文部省、1935
- v) 山崎常磐「明治十一年御巡幸遠江聖蹟記稿」『静岡県郷土研究』第7輯、静岡県郷土研究協会、1936、pp.4-28
- vi) 『静岡県史蹟名勝天然記念物調査報告（特輯号）第二集 明治天皇聖蹟』静岡県、1937
- vii) 中川長一『明治十一年明治天皇北陸・東海道御巡幸掛川行在所のこと 続・掛川風俗史稿』1989、pp.5-20
- viii) 掛川市新町金原家蔵。金原家は銅板の職方であったという。

以上のように、旧山崎家住宅は近代和風住宅としての特徴を典型的に示している。一体で遺された屋敷の景観、厳選した材料と丁寧な加工による質の高い座敷と増築部があり、加えて明治一年の行在所の姿を知ることができる全国的にも貴重な遺構である。それは掛川においてきわめて重要な報徳思想に照らしても、近代において有力な「家」の姿が整えられていく様子を示すものである。

本稿をまとめるにあたり、管理者の横山茂氏には一九九八年のヒアリング時から十数年を経て、再びお世話になった。また、和田厚氏、小澤吉造氏の多大なご協力を得た。記して謝意を表する。

（引用部において、一部旧漢字を常用漢字に改めた）

- ix) 伊藤いじ「地方の棟梁による和風建築」『現代和風建築集』第2巻、講談社、1983年、p.7-13
- x) 関野克他『日本の住宅』学習研究社、1980、p.169
- xi) 海野福寿、大島美津子校注『家と村』日本近代思想大系第20巻、岩波書店、1989、p.124
- xii) 『報徳学齊家談』では中国の経書、大学に典拠を求めている。この言葉は江戸時代には石田梅岩、荻生祖来、貝原益軒らによって言及されており、また、『報徳学齊家談』とはほぼ同時期の明治16（1883）年には、自由民権家、斉藤捨蔵が『齊家新論』なる書物を刊行している。
- xiii) 前掲『家と村』p.465
- xiv) 前掲『家と村』p.125
- xv) 前掲『家と村』p.145
- xvi) 前掲『家と村』p.146
- xvii) 前掲『家と村』p.465

四一三 旧山崎家住宅の庭園の特徴

庭園の最も大きな特徴は、アカマツが主体である点である。昭和初期の写真を見ると、屋敷の名前の由来にもなっているマツの幹が斜めに成長し庭の奥行きを感じさせる。庭は飛び石、燈籠、蹲踞、池から構成されていて露地の要素が多い。燈籠は春日燈籠が中心でややあらたまった印象を与える。石は鞍馬石を中心としている。沓脱ぎ石はいずれも大きなもので、飛び石も踏み分け石などに変化をもたせた贅沢なおおらかなつくりである。明治十一年の行在所絵図には堀と高木に囲まれた屋敷が画かれている。絵図にはマツとそれ以外の高木が書き分けられているが、この時代には屋敷周辺の道沿いや寺などにもマツが多く見られたことがわかる。

石を贅沢に使用した主庭と芝生に飛び石が配された明るい奥座敷棟の庭は造られた時代の違いを良くあらわしている。のちに堀が敷地内に取り込まれ、庭の一部になったときに堀の西側は景石やモミジを配した水辺の景色がつくられ、新座敷の庭と主庭が飛び石で結ばれたと考えられる。主庭から飛び石を伝って堀を渡り、高木の間を抜けると明るい新座敷の庭に出る。現状ではスダジイが優先しているため、堀の西側は鬱蒼としているが、もとはアカマツの明るい庭だったのではないか。

現在は屋敷のシンボルであるマツが成長し、樹木の傾きが増して主屋に接触している箇所もある。低木も成長したため、枝が透け当初の根締め为重みがなくなっている。今後は低木の更新とマツの管理が必要である。

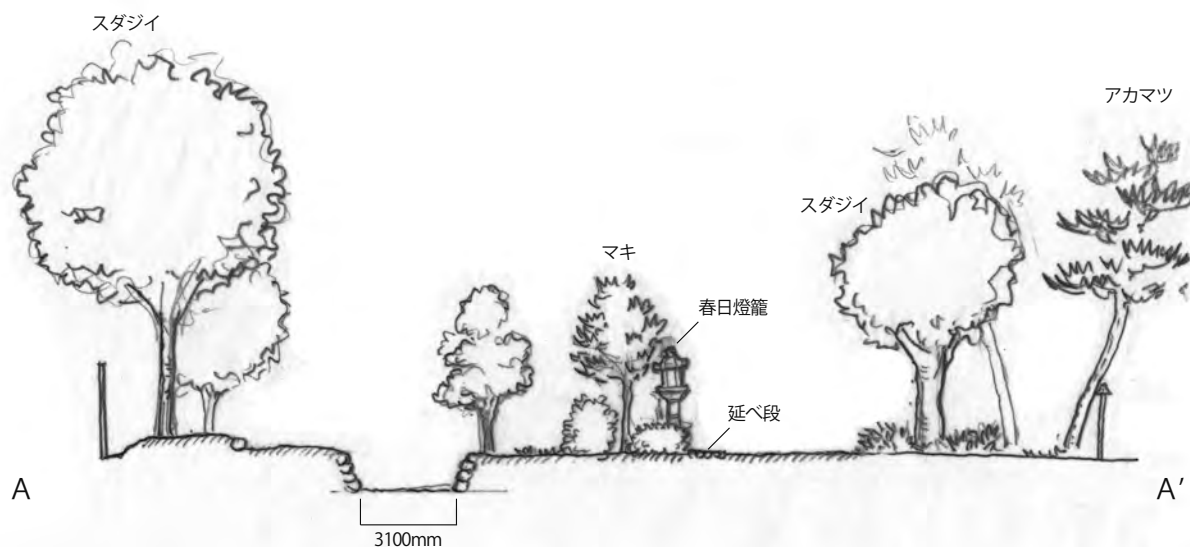


図 4-12 主庭断面（南から北を見る）

第五章 総括 旧山崎家住宅の評価

五・一 旧山崎家の歴史と屋敷構え

旧山崎家の歴史 旧山崎家住宅は、静岡県西部の掛川市南西郷に所在する。掛川城からは西に約五〇〇mに位置し、北に逆川、東に新知川に囲まれ、旧東海道が東西にとおる市街地にある。敷地は北に向けて緩やかな傾斜はあるものの、起伏がほとんどない平坦な地形である。山崎家敷地の外周に松が植えられていたことから通称「松ヶ岡」と呼ばれ、現在は庭園内に赤松が自生しその面影を残す。

山崎家は、現在では一一代まで数える旧家である。江戸時代中期に山崎万右衛門を初代当主として家を興し、二代目万衛門より代々掛川藩の御用商人を務めた。西町にて油商として油・蠟燭など雑貨を扱っていたが、五代目万衛門（義一）により西町より店舗を十王町高屋敷に移した。店では葛布の取り扱い他、新田開発や土地の取得など多岐にわたり、松本家、鳥井家とともに掛川御三家と呼ばれ、山崎家はその筆頭として名をはせた。六代目知盈は、弘化年間に屋敷を西町から現立地の十王裏通称「瓦屋敷」に居室を移したとされ、これは現在の敷地と考えられる。屋敷を移した後の嘉永七年一月四日（安政元年、一八五四年一月二三日）に遠州灘を震源とした未曾有の大災害が起きた。掛川藩内の被災状況は甚大で、掛川城をはじめ、城下町では七〇〇棟余りの家屋が焼失した。山崎家の被害状況は伝わっていないが、藩内の被災状況と照らしあわせても、大きな被害を受けたと考えやすい。被災後の安政三年に、現在の主屋が新築された。

近代に入り、七代目徳次郎は掛川藩の負債整理に参与し、御用金の清算として、掛川藩が所有していた近隣の田畑、大井川上流等の山林を買い入れ県下屈指の富豪となった。近代の山崎家は其の財力を基に、金融・財政基盤の整備、生活基盤の整備、都市交通基盤の整備など掛川の発展に大きく寄与しそれは八代目千三郎による功績である。また千三郎が当主であった、明治一年には、明治天皇による北陸東海両道御巡幸にて、当家を行在所として使用しており、掛川での地位を物語っている。行在所であった山崎家は、昭和八年に史蹟として指定されることとなる。戦後の山崎家は拠点を東京に移し、旧山崎家住宅は近隣の横山家が屋敷の維持管理を行ったが、平成二四年に市が購入を決定し現在に至る。

山崎家は江戸後期より掛川藩にて御用商人として礎を築き、近代に入り、県下屈指の富豪となり、掛川市の発展に大きく寄与したことがわかる。

屋敷構えと庭園 屋敷地は、旧東海道（現静岡県道三七号掛川浜岡線）から幅一間半ほどの小道を約五〇m北方に入った位置に立地する。敷地は広大で主屋や長屋門をはじめ奥座敷、米蔵など計一四棟からなり、焼杉仕上げの木塀で囲まれる。これら建物群は南側を開けたコの字型の堀（現状は空堀り）に囲まれる。一部奥座敷のみ堀をまたいで造成される。

家屋配置はほぼ中央に主屋、南辺に長屋門を中心に建て、東に米蔵が建つ。長屋門東前方には、旧跡指定を記念した石碑が建つ。主屋には、北に便所、西に風呂・便所棟、二階屋が付属しその背面には、奥座敷がつくられる。敷地背面をみると、東辺に中央に納屋、

北辺に味噌蔵、北蔵、西蔵、奥蔵が並ぶ。西蔵北方には、屋敷神を祭る祠が二基、そして北辺に裏門を作る。外部空間は主屋の南及び西側に主庭園が造られ、赤松が植えられる。背面である北側には西蔵、北蔵、納屋などで囲まれる裏庭がある。また奥座敷の東西にも芝庭が設けられ、各所で趣が違う様子が見られる。

五二 各建物の概要と建築年代

主屋 木造平屋建で一部二階付く。桁行一九・五m、梁間一一・八mの規模で、切妻造、棧瓦葺、四周庇付き、銅板葺、正面中央に式台付、南面する。今回の調査では、主屋の棟札から年代が判明した。

棟札は主屋棟木下端（土間境より東付近）に付けられ、「安政三年丙辰九月廿二日吉辰」の墨書きがなされる。棟札の年記より、安政の大地震のあと主屋の造営が行われたことが分かる。近隣の歴史的建造物では、掛川市内の掛川城二の丸御殿の一部、菊川市の黒田家住宅主屋などが同時代の建造物である。旧山崎家でも地震後の建築として構造的な対処がみられ、床上部東列と中央列間に半間ごとに柱を置き収納や仏壇を造るなど工夫がみられる。また、小屋組は、京呂組みで組まれるが、土間側と床上部では組み方を変えるなど特徴がある。大きな改変は、明治中期から大正初の二階屋や風呂・便所棟の接続部、式台部分、昭和三〇年代に土間部の居室化を行っている。

奥座敷 主屋北側に渡り廊下でつながる立地で、桁行一一・八m、梁間八・二m、寄棟造、棧瓦葺で半間幅の下屋がつく。渡り廊下は

蒲鉾天井と特異で、奥座敷には良質の桧材を用い、南洋材が使われていないことも特筆できる。奥座敷前で撮影された写真などから建築年代は明治中期から大正初までと推定する。行在所の玉座の間となった表座敷が使用できなくなったことが建設の由来であろう。

二階屋 木造二階建、桁行七・二m、梁間六・三m、寄棟造、銅板葺である。風呂・便所棟の北側に接続して建ち、渡廊下で奥座敷棟につながる。この建物も墨書等年代を示す直接的な史料は見つからないが、小屋組みや渡り廊下の仕様、風呂・便所棟との接続などを鑑みると、奥座敷棟と同時期に完成したと考えられる。ただし、二階部分は、床組みの部材加工痕から昭和初期の竣工であろう。

風呂及び便所棟 桁行六・六m、梁間五・四m、平屋建、寄棟造、棧瓦葺、接続部を除く三面に庇を廻し、銅板葺である。東面に主屋への渡り廊下を附属し、北面に二階屋が接続する。良質の桧材を使用し、建具が特異で他の建物と趣に違いがある。行在所として使用した風呂と便所は、明治四五ごろに解体されたため、その後の建築と考える。

長屋門 桁行一四・五m、梁間三・六m、入母屋造、棧瓦葺、屋敷地の南辺東寄りに南面して建つ。建築年代は明確ではないが、軸部に大きな改造もなく、また風蝕などから主屋と同様の時期に建設されたと考えられる。当初は東側に主庭に面した居室が二室接続し、この様子は明治十一年の図面にも描かれ、東側の柱に痕跡が残る。

中門及び塀 長屋門西北端から主屋式台に至るもので、玄関前庭と主庭を区切る。南側五間、北側二間の真壁造の塀で、その間に一間棟門の中門が建つ。明治期の配置図と昭和初期の配置図では形が違う事から式台と同時期の整備と考えられる。

米蔵 桁行一六・四m、梁間四・五m、寄棟造、棧瓦葺、平入で、南北に二室設ける。堀に隣接して立ち、南北の室は、柱間、野地に差異が見られ、建築年代にはずれがある。北側が古く旧山崎家住宅が建設された江戸後期、後に南側が明治初頭に増築されたものと推定する。

奥蔵 西側の堀に隣接して建ち、敷地の北東隅に位置する。桁行五・〇m、梁間四・一m、土蔵造りの平屋で、切妻造、棧瓦葺、南面、平入、一部中二階を造る。「掛川行在所平面図」では一室で描かれ南側に下屋を延ばす建物であったようだ。現状は北側の一部が残っている。建築年代は江戸末ごろと推定する。

西蔵 奥座敷棟の東側に立ち、桁行一一・〇m、梁間四・六m、切妻造、平入の二階建の土蔵で、奥蔵を背にして東面する。南北で二室に分け、二階への上り口の取り方に差があるが、おおむね同様の計画で造られる。墨書は発見されていないが、明治期の図面に描かれることから江戸末から明治初頭までに建設されたと推定する。ただし、昭和期の図面では表記されていないが、これは、書き漏れと判断する。

納屋 東側の堀に隣接して建つ。木造平屋建で、桁行九・九m、梁間三・九mで正面側に庇を伸ばす。南側には棟続きの葺き放ちの物が附属する。内部は南北二室に分け、南側の部屋には便所を二箇所設けている。南北境の壁面には腰に下見板張りが設けられ、当初は南側のみであった。明治一年の図面では、三室として描かれ、かつ南北で差異が認められるため、南側は江戸末ごろ、北側は明治初期と推定する。

北蔵 桁行一三・六m、梁間六・三m、寄棟造平入の二階建の土蔵で、屋敷の北端の堀に沿って南面して建つ。小屋組は洋小屋(キングポストトラス)で造られ、同敷地内では唯一の存在である。また、金物による補強や洋釘の使用も見られる。明治一年の図面では、現状の位置より、南に描かれ規模も違うことから、明治中期以降に造られたものである。

味噌蔵 北蔵の東面に接続して建ち、桁行七・二m、梁間四・五mの木造平屋建、切妻造、棧瓦葺で、内部を東西二室に分ける。小屋組は和小屋で造られ、柱間寸法は真々を尺でとらえている。明治一年の図面では、北蔵同様位置が違いため、北蔵と同時期に明治中期以降に建設されたと考える。

金庫蔵 西蔵や、奥蔵、奥座敷棟に囲まれた位置に立地する。鉄筋コンクリート造平屋建で、屋根は陸屋根の蔵で、台形の平面造られ、メートル法で計画される。開口部は二カ所設けられ、主扉と窓型の扉をもち、共に頑丈な鉄扉で造られる。内部や外部にタイルを使用

する。やはりこの建物も年代を示す史料は見つからないが、寸法計画や構造などから昭和初期ごろと推定する。

五・三 旧山崎家住宅の建築的特徴と価値

主屋に附属する北側便所を加えると一四棟が現存する。現在の地には、六代知盈が弘化年間に西町から屋敷地を移したとされ、安政の大地震の被害を受けたと考えられるが、その当時の建物が残っているかは不明である。安政の大地震後の整備は、主屋が安政三年（一八五六）に、それに合わせて長屋門、奥蔵、西蔵、米蔵（北側）及び納屋（南側）が建設された。行在所となった明治十一年（一八七八）までには、米蔵及び納屋の増築が行われ、明治中期から大正初期に主屋の表座敷が使用できなくなったため新たな座敷が必要となり、奥座敷棟及び二階屋の一階が造営されたと考えられる。そして、明治四五年ごろに主屋北の附属屋（風呂及び便所）が解体され、現在の風呂・便所棟が造られる。その後、北蔵や味噌蔵、金庫蔵が整備され、現在の屋敷構えが完成する。これらの建造物に合わせて継続的に庭の整備・維持がなされ、屋敷構え全体が比較的良好な状態に残る。

主屋の建築当初の姿は、明治十一年の「掛川行在所平面図」に示される平面形式に近いと推定する。東側を土間部とし、その右辺に三室を配する。西側は三列一〇室を配し、西面及び北面に附属屋が三棟つく。この平面形式は黒田家住宅主屋と酷似しており、居室の配置が二列八室と規模に違いがみられるが、式台の取り方、附属屋の配置など類似性が多くみられる。この東を土間とし、西に床上部

（座敷）を造りその前方に主庭を置く配置は、静岡県遠州地方では、一般的な位置関係といえ、重要文化財である大鐘家住宅、旧中村家住宅にも共通する。

架構面では、安政の地震後の建築であるため、地震に対する工夫がみられる。四面に一間幅の下屋をまわす架構があげられ、大鐘家住宅主屋においては、地震後の増築で加えられ、黒田家住宅主屋でも文久元年ごろの新築時に下屋をまわす。柱配置では、床上部西列と中央列間の梁間方向に約三尺を経て柱を密に建て、疎らな座敷側の軸部を固めている。小屋組は土間境で架構を変え、土間部は三段に梁を組み、床上部は二段に梁を組み、その上を束と貫だけで小屋を組み、要所には筋違風の斜材を付ける。

このように旧山崎家住宅は、主屋のみが明確な年代を示す棟札が発見される。その他の建造物は類推の域を出ていないが、江戸時代末期から昭和時代初期にかけて順次建設された建造物群が、庭園や堀と共に現存する。屋敷構えは、遠州地方の典型例といえ、一部に増改築がみられるが、今日まで良好な状態に残り、周辺の宅地化が進むなか、屋敷林や庭などと合わせ豊かな景観を今に伝え貴重である。主屋は平面形式や地震後の工夫など類例との共通項も見られ、規模や架構には独自性があり、構造的に工夫を凝らした江戸時代末期の大規模な民家として価値がある。また、奥座敷棟や二階屋、風呂・便所棟など良質の桧材を用い南洋材を用いない点、特徴的な座敷飾りや蒲鉾型天井をもつ廊下など、近代和風の意匠を今に伝え貴重である。

資料編

掛川市旧山崎家住宅主屋棟札

設置箇所…土間側棟木下面に打ち付け

本体 尖頭型 全高 八四四mm 肩高 八三二mm 上幅 二二〇mm

下幅 一八九mm 厚 二四mm 材質 桧 上下和釘留

〈表〉 安政三年

丙辰九月廿二日吉辰

六代

大工棟梁

棟札

山崎万右衛門 知盈 大池村

同 徳治郎

服部惣助清成

手代

辰 蔵

〈裏〉 なし

覆板 尖頭型 全高 八五〇mm 肩高 八四〇mm 上幅 二二〇mm

下幅 一八九mm 厚 七mm 材質 杉

左右三か所和釘留にて本体に打ち付ける

〈表〉 仕手方大工

小左衛門 周 蔵 音 吉 駒 吉

兼 吉 鹿 吉 千代 吉 左 吉

常 吉 彌右衛門 善左衛門 寅 吉

〈裏〉 なし

内包祈禱札

法量 全長 二八五mm 幅 五七mm 和紙

〈表〉

〈梵〉 奉祈念秋葉三尺坊守護所



図 6-1 棟木に打ち付けられた棟札（取り外し前）